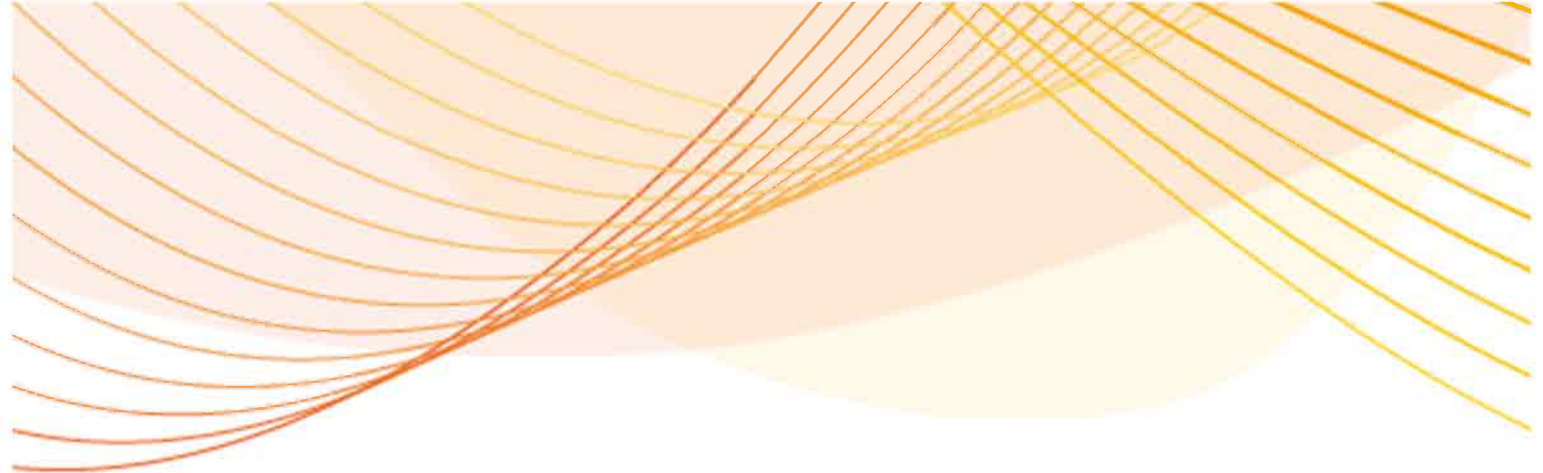




豊田市特別支援教育推進計画(案)

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

令和8年3月
豊田市教育委員会



「障がい」、「障害」の表記について

「豊田市障害の表記方法の特例を定める条約（平成 19 年 12 月 26 日条例 101 号）」により、法令中の障害の用語を含め「障がい」と表記することができることを定めています。本文中では、法律名等の固有名詞については、「障害」と表記してあります。

ごあいさつ

豊田市教育委員会 教育長 山本 浩 司

目 次

第1部 豊田市特別支援教育推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の方針
- 4 計画の期間
- 5 豊田市の特別支援教育にかかわる現状
- 6 特別支援教育に関するアンケート調査
- 7 特別支援教育に関する課題
- 8 基本理念
- 9 計画の4本の柱
- 10 計画の体系図

第2部 計画の具体的な展開・・・・・・・・・・ 18

- 1 多様な学びの場における支援・指導の充実・・・・・・・・ 19
 - (1) 適切な就学支援（教育支援）の推進
 - (2) 校内支援体制の充実
 - (3) 交流及び共同学習の充実と副次的な籍制度の推進
 - (4) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用の推進
 - (5) 関係機関と連携した取組の推進
 - (6) 特別支援学校と連携した取組
- 2 教員の専門性、指導力の向上・・・・・・・・ 31
 - (1) 教員研修の充実
 - (2) 教員支援の充実
 - (3) 人材の育成と活用
- 3 教育諸条件の整備・・・・・・・・ 38
 - (1) 多様な学びの場の整備
 - (2) 学習環境の整備
- 4 中学校卒業後の生活へのスムーズな移行・・・・・・・・ 41
 - (1) 就労に向けた支援の充実
 - (2) 企業・福祉事業所等と連携したキャリア教育の推進
 - (3) 特別支援教育の生涯学習化

第3部 豊田市特別支援教育推進計画の推進・・・・・・・・ 44

参考資料・・・・・・・・ 46

本文中の注釈（※）のついた用語については、P51.52 で解説されています。

第1部

豊田市特別支援教育推進計画の 基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の方針
- 4 計画の期間
- 5 豊田市の特別支援教育にかかわる現状
- 6 特別支援教育に関するアンケート調査
- 7 特別支援教育に関する課題
- 8 基本理念
- 9 計画の4本の柱
- 10 計画の体系図

第1部 豊田市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本市では、令和8年3月に、「(仮)第5次豊田市教育行政計画(2026年度～2030年度)」を策定しました。本計画の一部である特別支援教育推進事業においては、障がいや発達に特性のあるこどもが、将来にわたって地域の人とのかかわりの中で安心して生活することができる「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システム※の構築を目標としています。

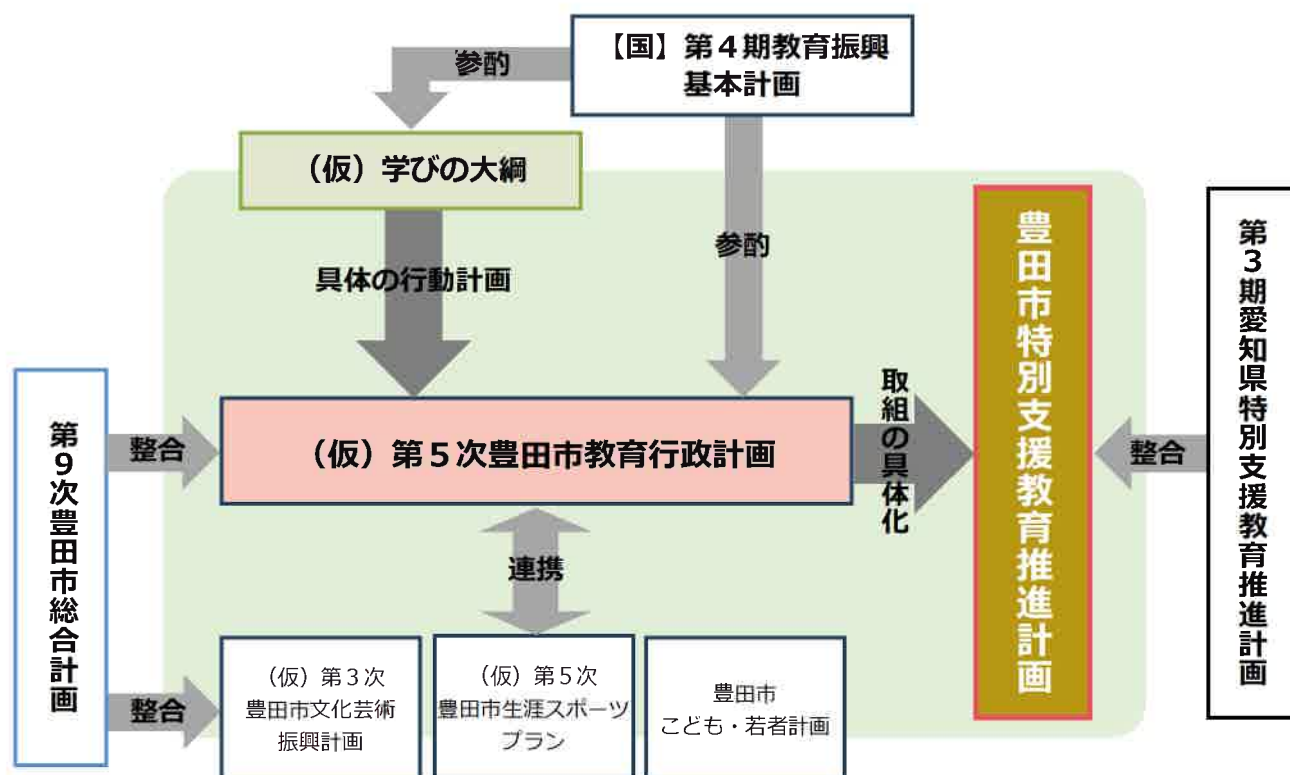
令和3年1月に文部科学省がまとめた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告では、「障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備」「障がいのあるこどもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導※、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」などが提言されました。

これらのことから、特別支援教育推進事業に関する取組を具体化し、総合的に推進していくための計画が必要となっています。

本文中の注釈(※)のついた用語については、P51.52で解説されています。

2 計画の位置付け

「豊田市特別支援教育推進計画」は、「(仮)第5次豊田市教育行政計画(2026年度～2030年度)」の特別支援教育推進事業の取組を具体化するものです。



3 計画の方針

計画の策定に当たっては、本市の現状と課題やその対応策などを整理し、本県の特別支援教育の指針である「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）」の取組や関係各課、関係機関との協力・連携を図りながら、市教育委員会が軸となって総合的に取組を推進していきます。

4 計画の期間

豊田市特別支援教育推進計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とします。

5 豊田市の特別支援教育にかかわる現状

□ 豊田市立小・中・特別支援学校の状況

○ 学校数

(校)

	小学校	中学校	特別支援学校	合計
学校数	75	28	1（肢体不自由）	104

○ 児童生徒数

小学校、中学校、特別支援学校で合計 30,000 人を超える児童生徒が在籍しています。

(人)

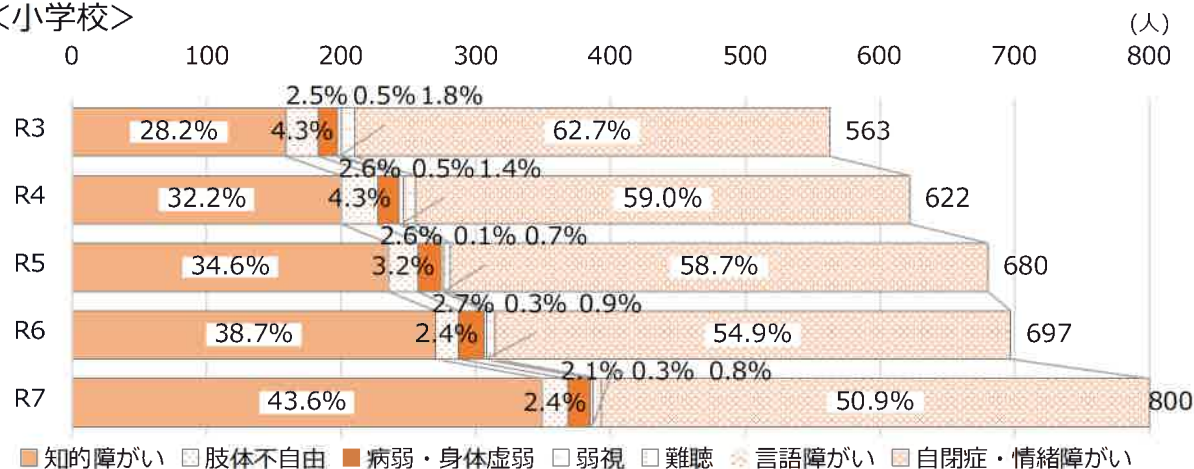
	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	23,240	22,891	22,365	21,847	21,232
中学校	12,119	12,075	11,955	11,743	11,525
特別支援学校	54	46	57	59	55
合 計	35,413	35,012	34,377	33,649	32,812

○ 特別支援学級在籍児童生徒数（障がい種別）

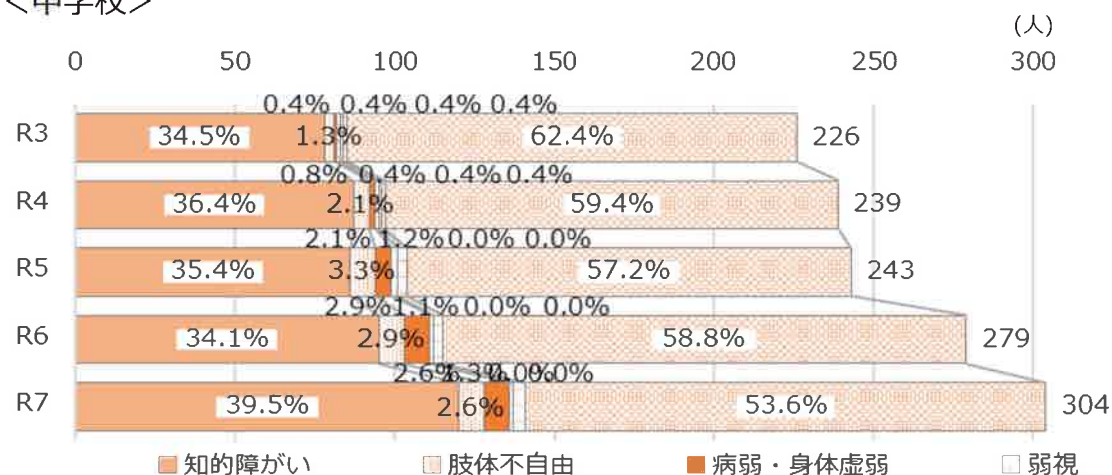
特別支援学級に在籍する児童生徒数は小中学校のいずれも年々増加しています。

小学校で増加が続いており、今後、中学校で増加傾向が続くことが見込まれます。

<小学校>



<中学校>

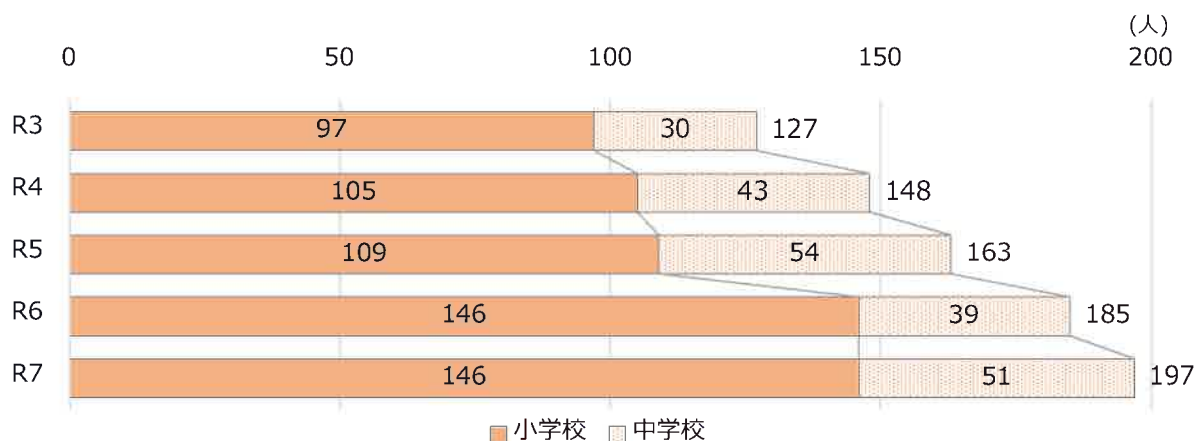


※ 特別支援学級に在籍している児童生徒の割合（令和4年度）

国：約 3.7% 愛知県：約 2.6% 豊田市：2.5%

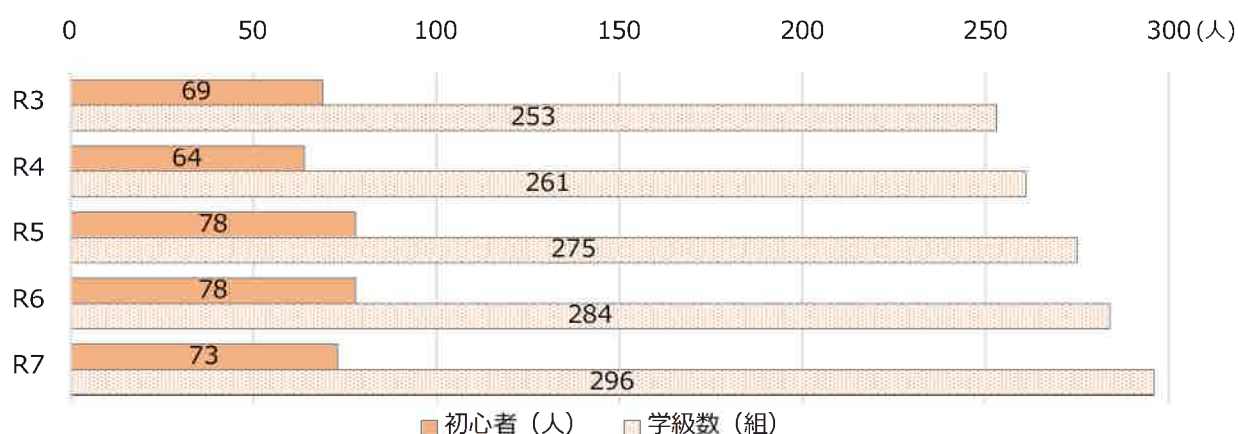
○ 通級による指導を受けている児童生徒数

通級による指導を受けている児童生徒数は小中学校のいずれも増加傾向にあります。



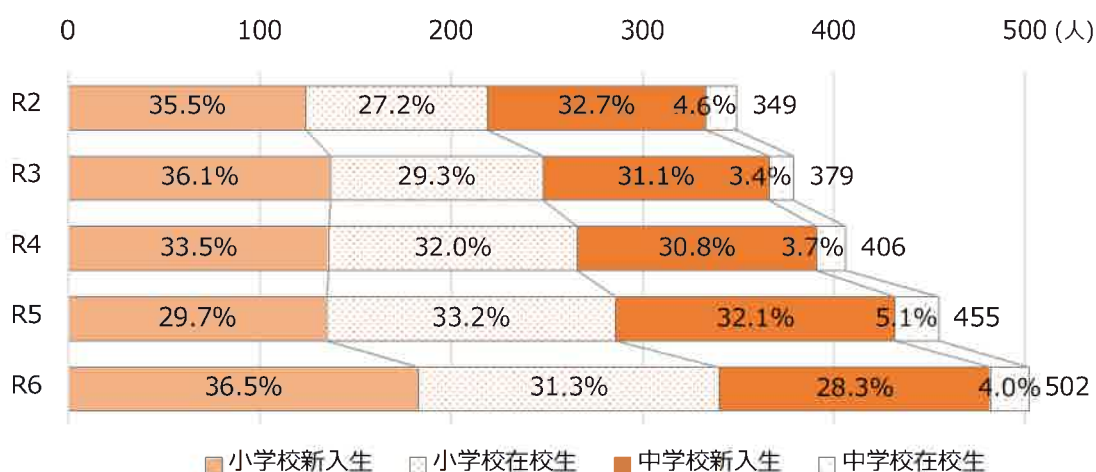
○ **特別支援学級数と特別支援学級担当初心者（初めて特別支援学級の担当となった教員）数**

特別支援学級と特別支援学級担当教員の初心者はいずれも増加傾向にあります。



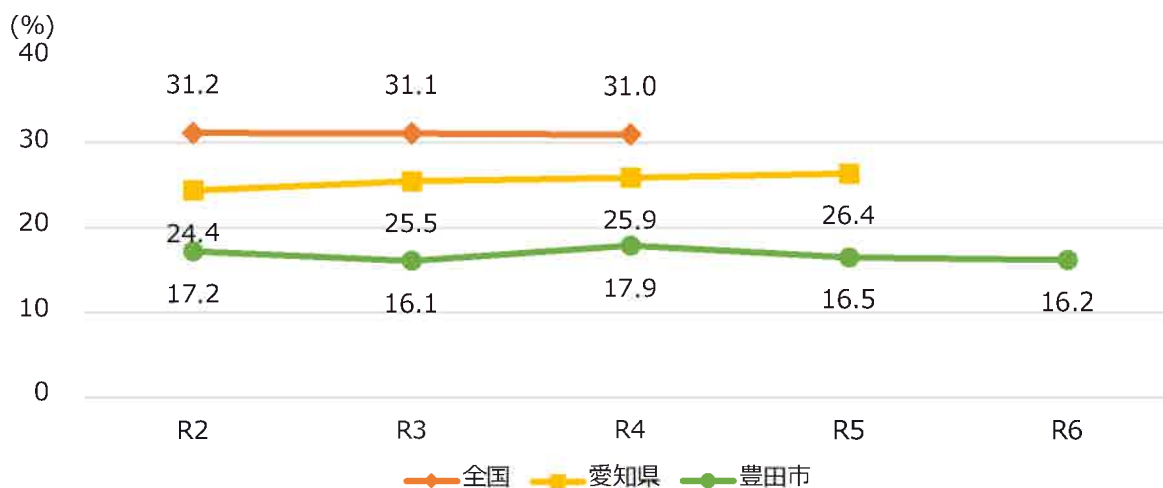
○ **豊田市就学支援委員会検討者数**

豊田市就学支援委員会で専門的見地から適切な就学支援の検討を行った児童生徒数は増加傾向にあります。特に小学校在学生が増加しています。



○ **特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭等免許状保有率**

特別支援学校教諭等免許状を保有する特別支援学級担当教員の割合は全国・愛知県を下回っています。



6 特別支援教育に関するアンケート調査結果

(1) 調査目的

豊田市特別支援教育推進計画の策定にあたって、現状の調査を行い、その結果を分析することにより、本市における特別支援教育に関する課題・ニーズの把握を行うため。

(2) 調査概要

①調査期間：令和6年8・9月

②調査対象・回答数：

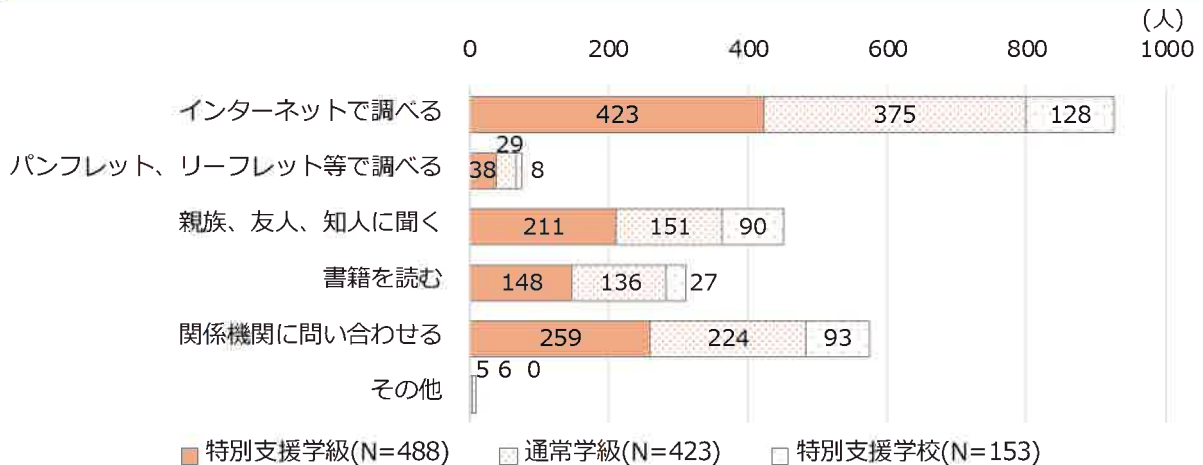
	対象者	言語	配布数	回答数	回答計
A	特別支援学級児童生徒の保護者	日本語	976	475	488
		英語		2	
		ポルトガル語		11	
B	通常の学級で個別の教育支援計画を作成している児童生徒の保護者	日本語	876	416	423
		英語		0	
		ポルトガル語		7	
C	特別支援学校児童生徒保護者	日本語	239	84	153
		英語		0	
		ポルトガル語		0	
		県立特支		69	
D	小中学校教員（管理職を含む）	—	2,243	1,168	1,168
E	特別支援学校教員（管理職を含む）	—	368	80	80
F	企業等の就職者、福祉事業所等の利用者の保護者	—		12	12
G	企業、福祉事業所等の方	—		20	20

(3) 調査結果

①特別支援学級・通常の学級・特別支援学校の児童生徒保護者

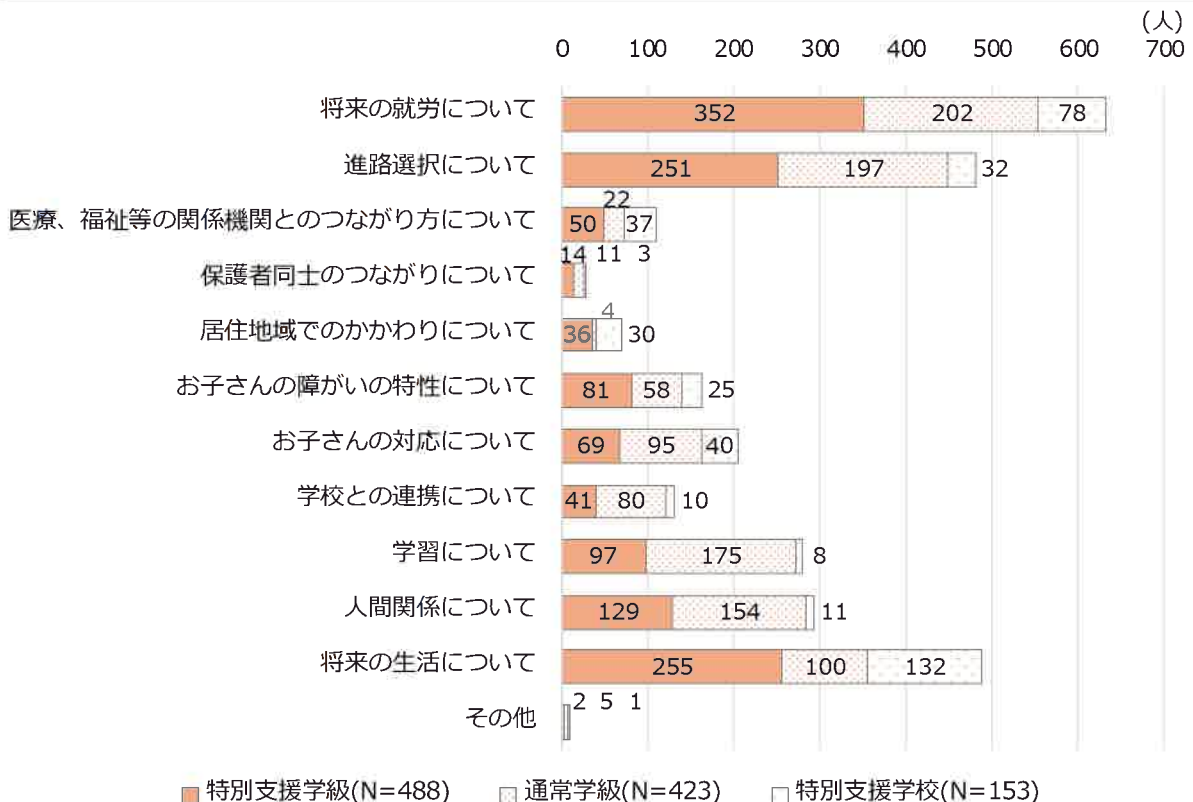
○障がいに関わる情報の入手方法

- 障がいに関わる情報は「インターネットで調べる」が最も多く、次いで「関係機関に問い合わせる」、「親族、友人、知人に聞く」の順となっています。



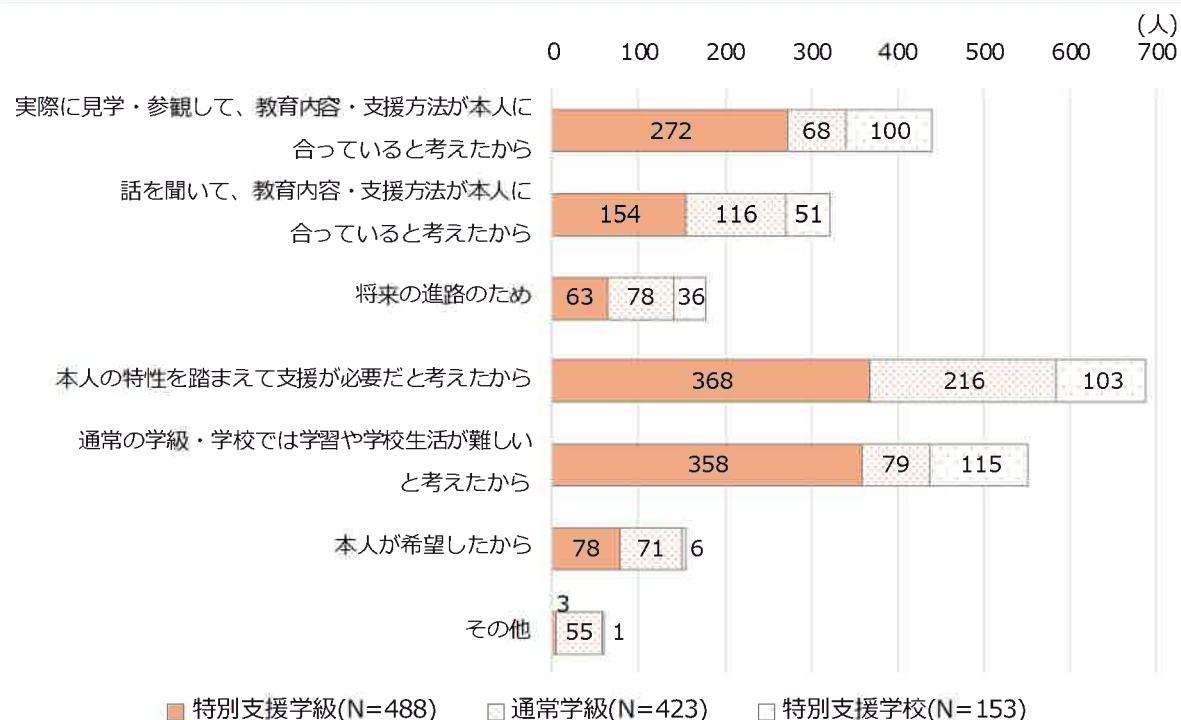
○お子さんに関して困っていること、不安を感じていること

- 全体的に、こどもの「将来の就労」「進路選択」「将来の生活」に対して、困っている、不安を感じる保護者が多くいます。



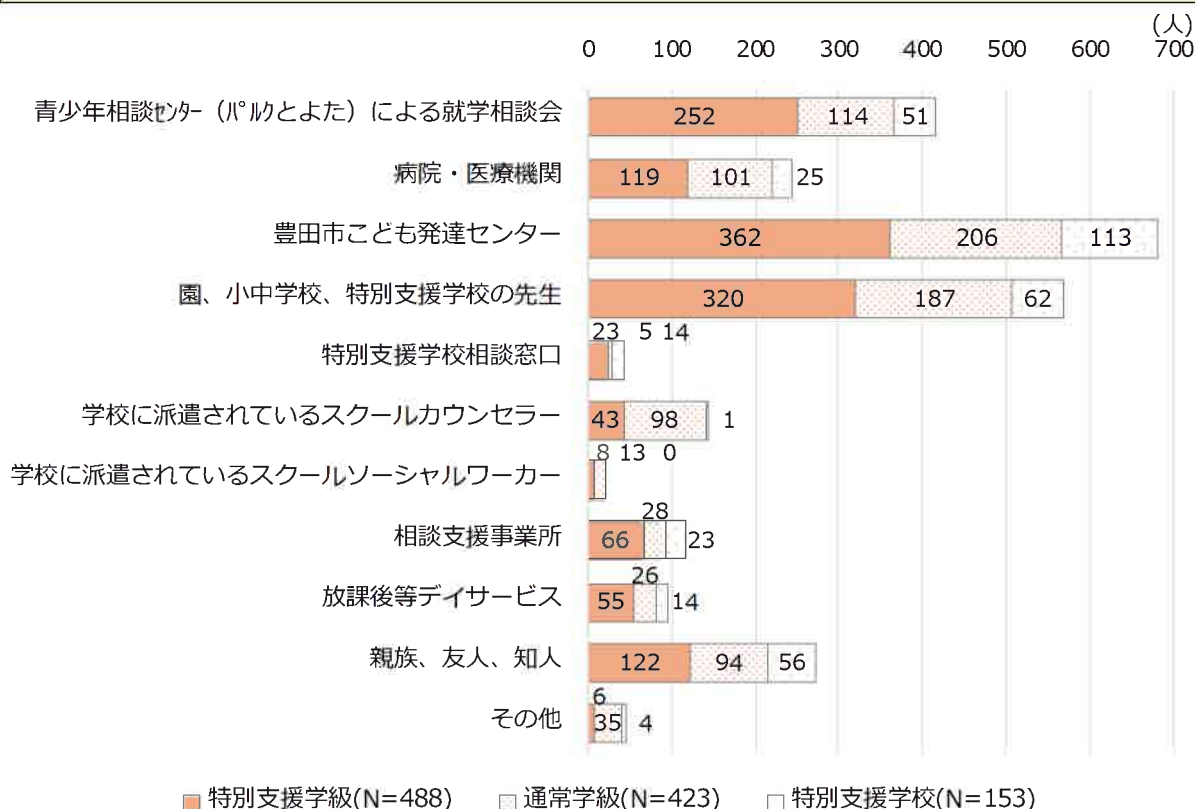
○特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校を選んだ理由

- 「本人の特性を踏まえて支援が必要だと考えたから」が最も多く、次いで「通常の学級・学校では学習や学校生活が難しいと考えたから」となっています。



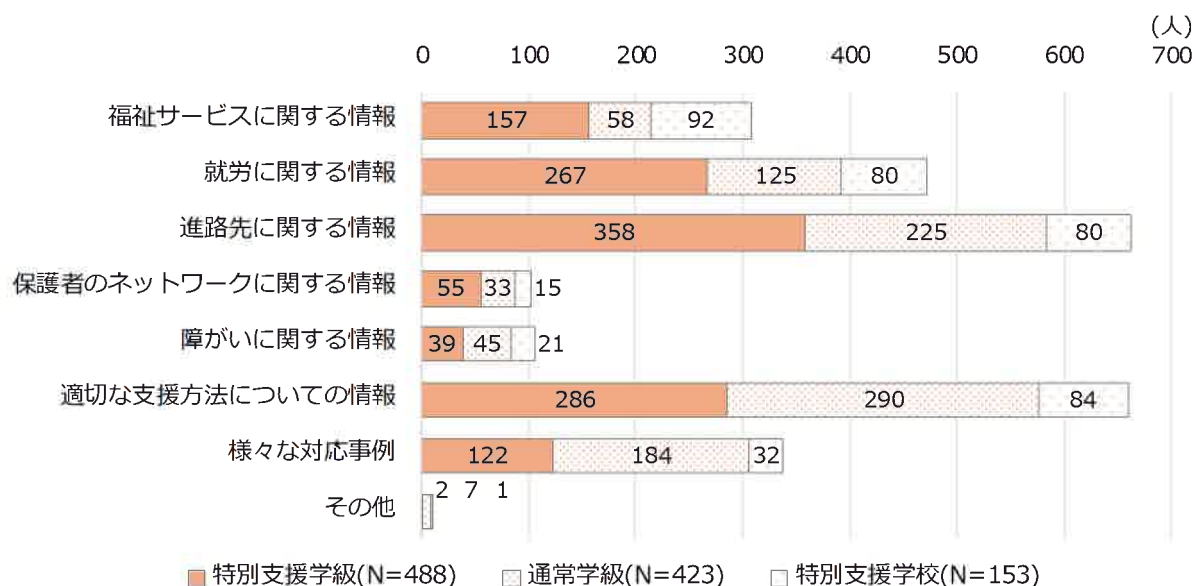
○特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校を選ぶ際の相談先

- 「豊田市こども発達センター」が最も多く、次いで「園、小中学校、特別支援学校の先生」「青少年相談センター（パルクとよた）による就学相談会」「親族、友人、知人」の順となっています。



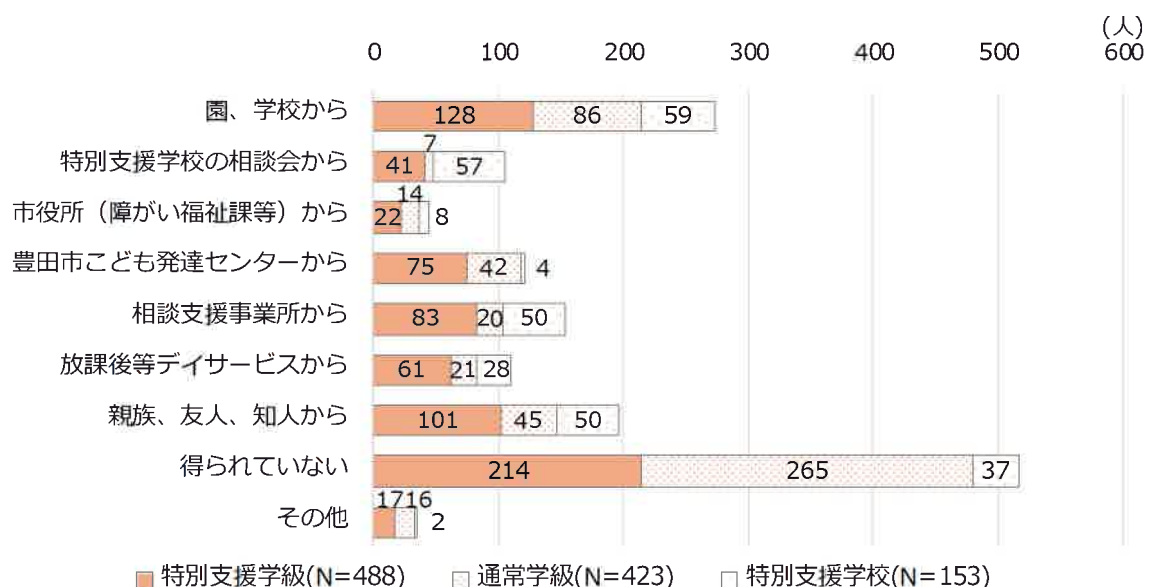
○学校在籍中にほしい情報

- **こどもが学校在籍中に「適切な支援方法」「進路先」「就労」「対応事例」「福祉サービス」に関する情報を必要と考える保護者が多くいます。**



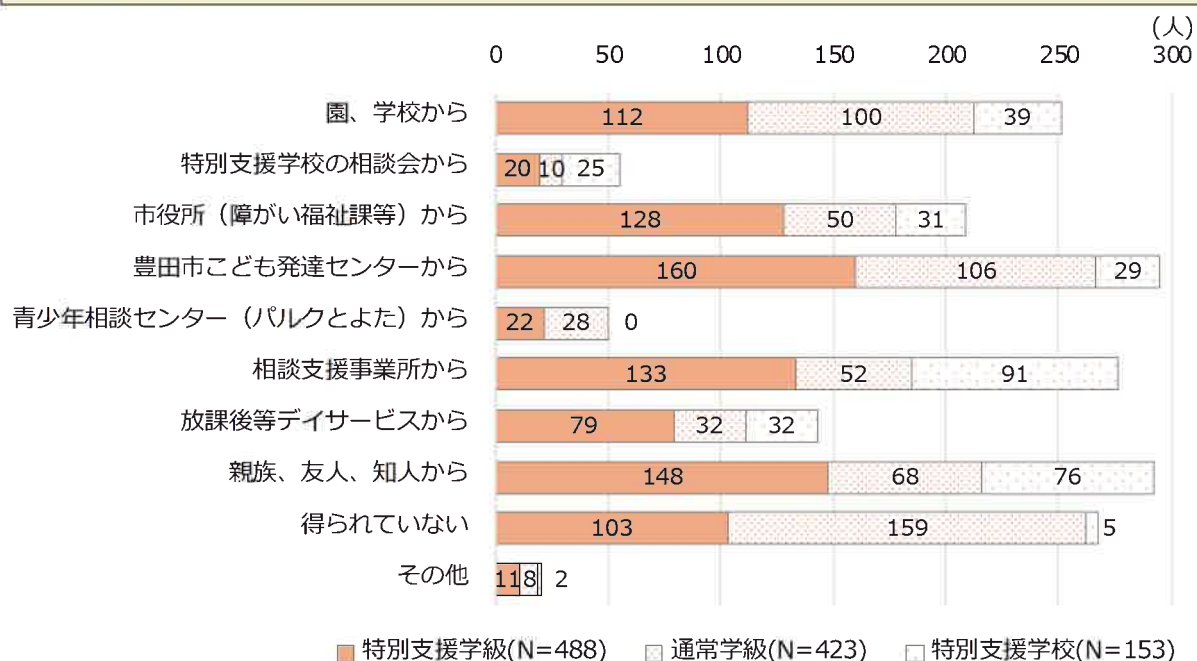
○就労に関する情報の入手方法

- **就労に関する情報が「得られていない」との回答が最も多く、次いで「園、学校から」「親族、友人、知人から」の順となっています。**



○福祉サービスに関する情報の入手方法

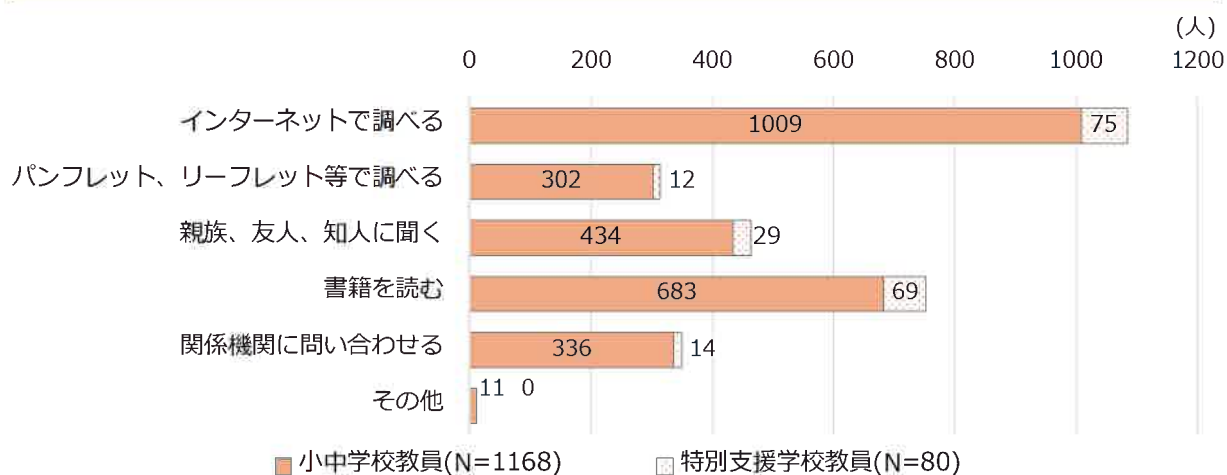
- 福祉サービスに関する情報を「豊田市こども発達センターから」得ているとの回答が最も多く、次いで、「親族、友人、知人から」「相談支援事業所から」となっています。



②小中学校教員・特別支援学校教員（管理職を含む）

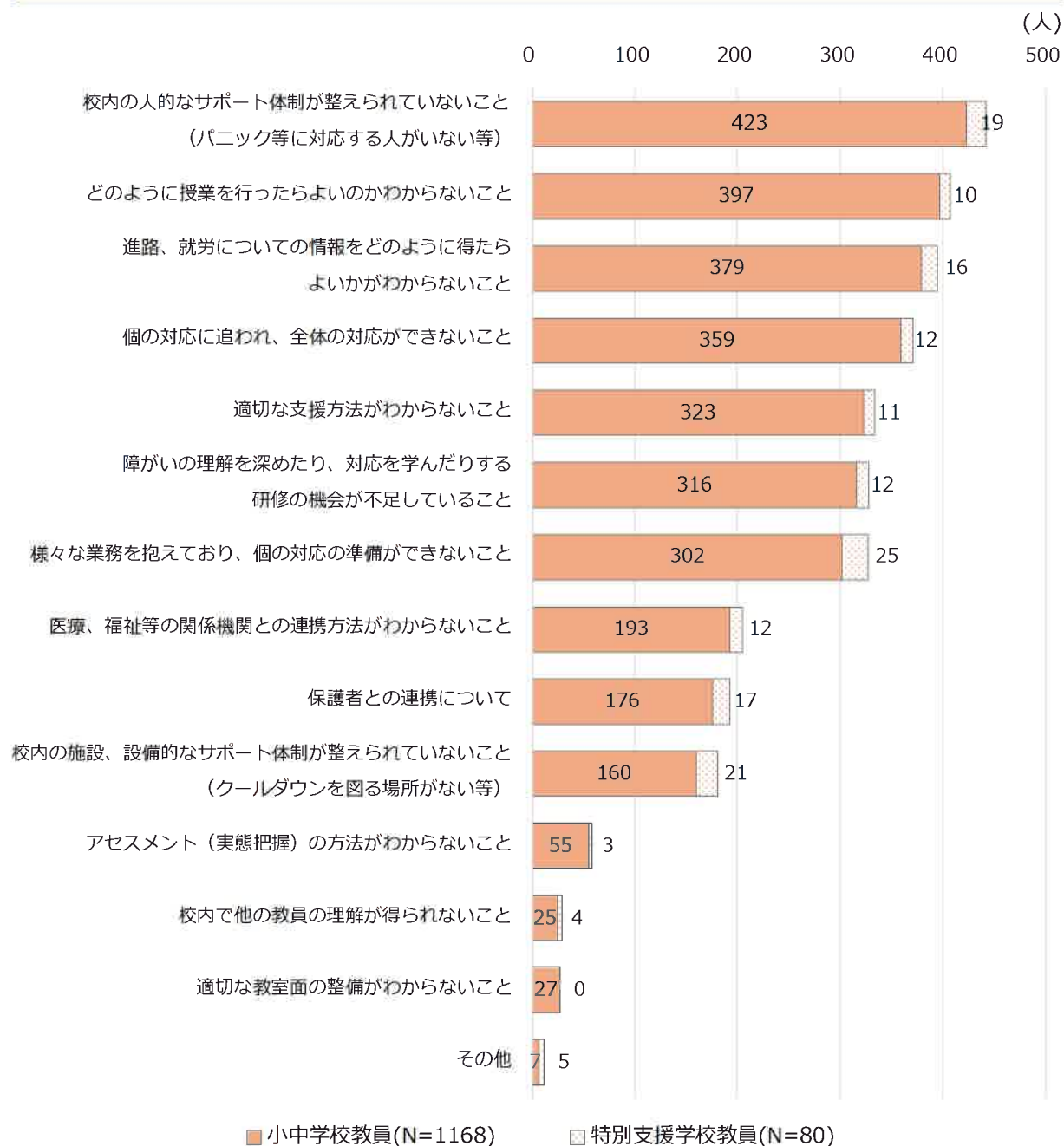
○障がいに関わる情報の入手方法

- 障がいに関わる情報は「インターネットで調べる」が最も多く、次いで「書籍を読む」、「親族、友人、知人に聞く」の順となっています。



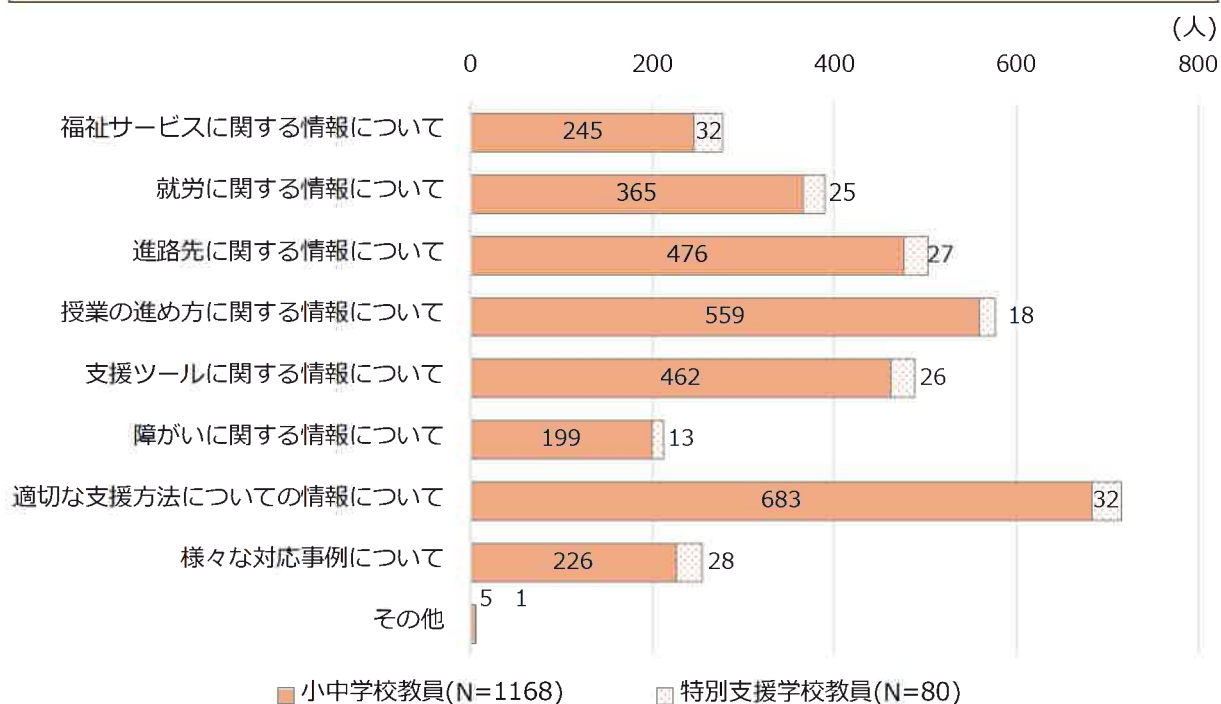
○学校で障がいのある児童生徒に対応するうえで困っていること

○「校内の人的なサポート体制が整えられていないこと」が最も多く、次いで「どのように授業を行ったらよいのかわからないこと」となっています。



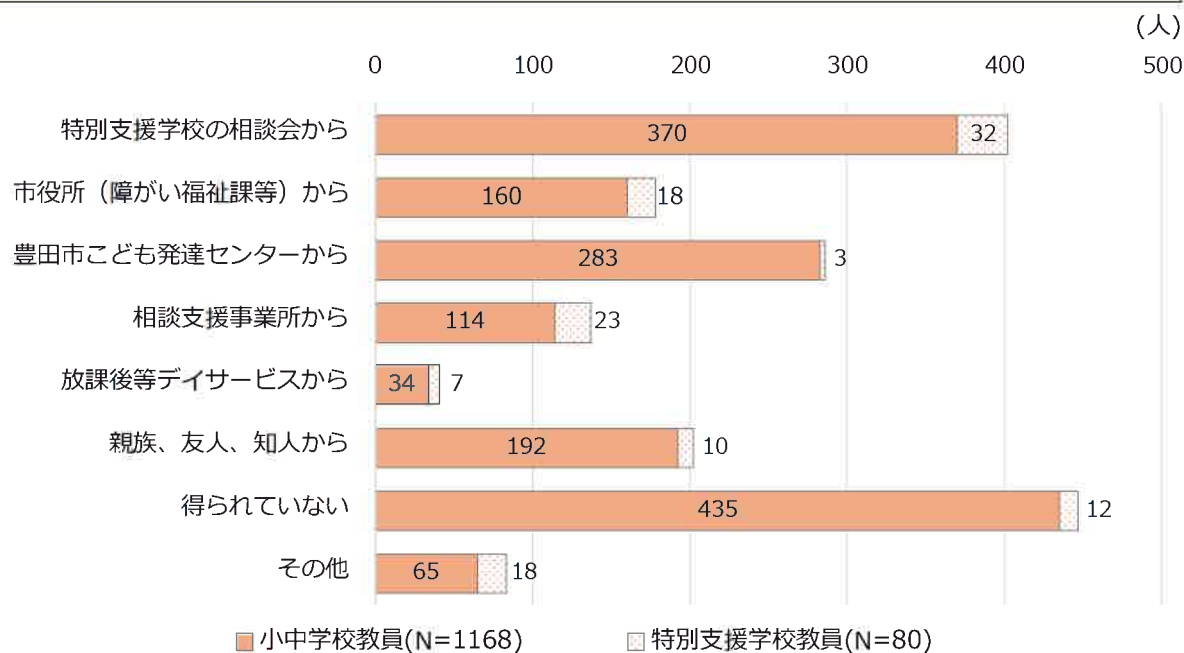
○学校現場で特別支援教育に関わる上で必要な情報

- 「適切な支援方法についての情報について」が最も多く、次いで「授業の進め方に関する情報について」となっています。



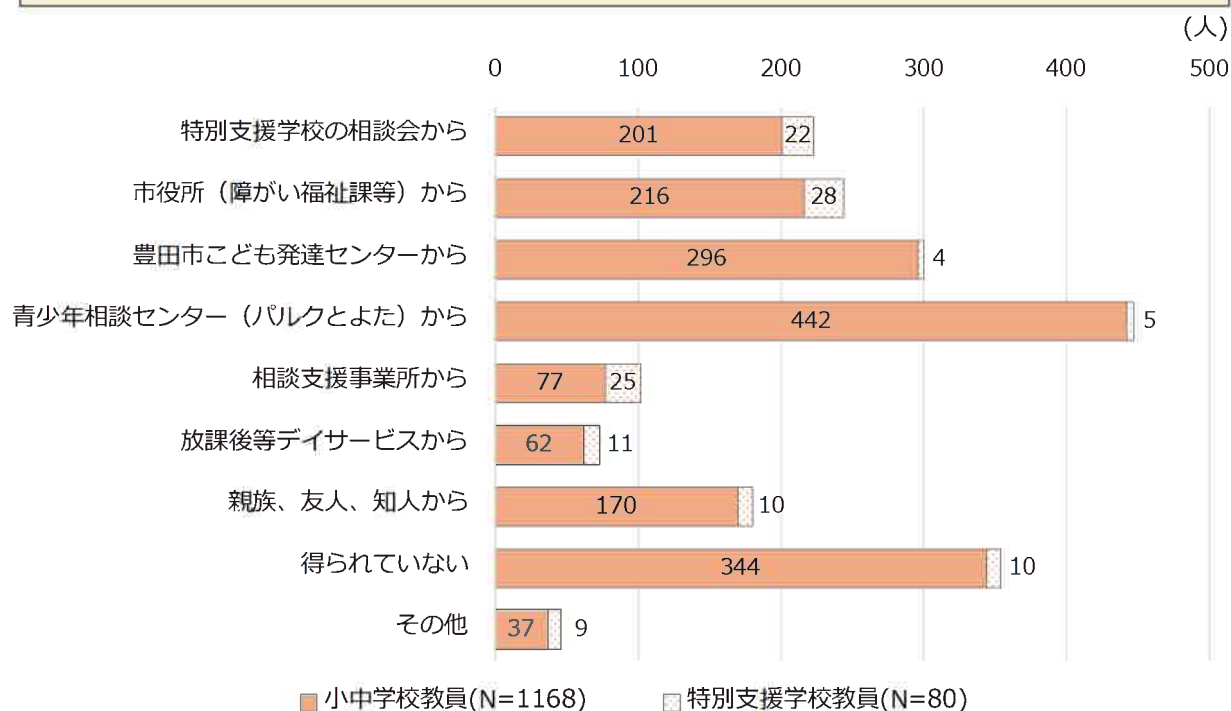
○就労情報の入手方法

- 就労に関する情報が「得られていない」とする回答が最も多く、次いで「特別支援学校の相談会から」となっています。



○福祉サービス情報の入手方法

- 「青少年相談センター（パルクとよた）から」が最も多く、次いで「得られていない」となっています。



③企業等の就職者、福祉事業所等の利用者の保護者

（アンケート結果より）

- ・義務教育段階で学校在籍中にどのような情報がほしかったかという質問に対して、福祉や進路、就労に関する情報という回答が多くなっています。
- ・就労の情報について、特別支援学校の相談会や親族、友人、知人から得たという回答が多くなっています。
- ・福祉サービスに関する情報について、就労支援事業所や親族、友人、知人から得たという回答が多くなっています。

④企業、福祉事業所等

（義務教育段階での教育に関するご意見より）

- ・先生方に事業所について知ってほしい。
- ・義務教育段階で挨拶等の社会的マナーを獲得できるよう取り組んでほしい。
- ・通常の学級や通級指導教室に通う人で支援が必要な方が多いように感じる。保護者の方も情報がないことに不安を感じていると思うので、対応を進めてほしい。
- ・お子さんたちの幅広い選択肢を知る機会を作ってほしい。
- ・先生方が発達障がいに対する理解を深める研修を行ってほしい。

7 特別支援教育に関する課題

豊田市の特別支援教育にかかわる現状、特別支援教育に関するアンケート調査結果を通じて、豊田市のインクルーシブ教育システムを構築していくにあたっての4つの課題が見えてきました。

課題① 多様な学びの場における支援・指導の不足

- 小学校で適切な配慮を受けることができず、学びの場を変更するために就学支援委員会で検討する児童数が毎年増加している。
- 特別支援教育にかかわる保護者の多くが将来の生活に不安を感じており、特別支援学校の保護者は居住地域でのかかわりに不安を感じている。

課題② 特別支援教育の専門的知識を保有する教員、特別支援教育に携わった経験のある教員の不足

- 小中学校の特別支援学級のうち、およそ1/4程度が初めての特別支援学級の担任である。
- 特別支援学級の学級数が年々増加している。
- 障がいの理解を深めたり、対応を学んだりする研修の機会が不足していると感じている教員が多い。
- 特別支援教育にかかわる上で適切な支援方法について学びたいという教員が多い。

課題③ 多様な学びの場を充実させるための環境の整備不足

- 校内の人的なサポート体制が整えられていないと感じている教員が多い。
- 校内の施設、設備的なサポート体制が整えられていないと感じている教員が多い。

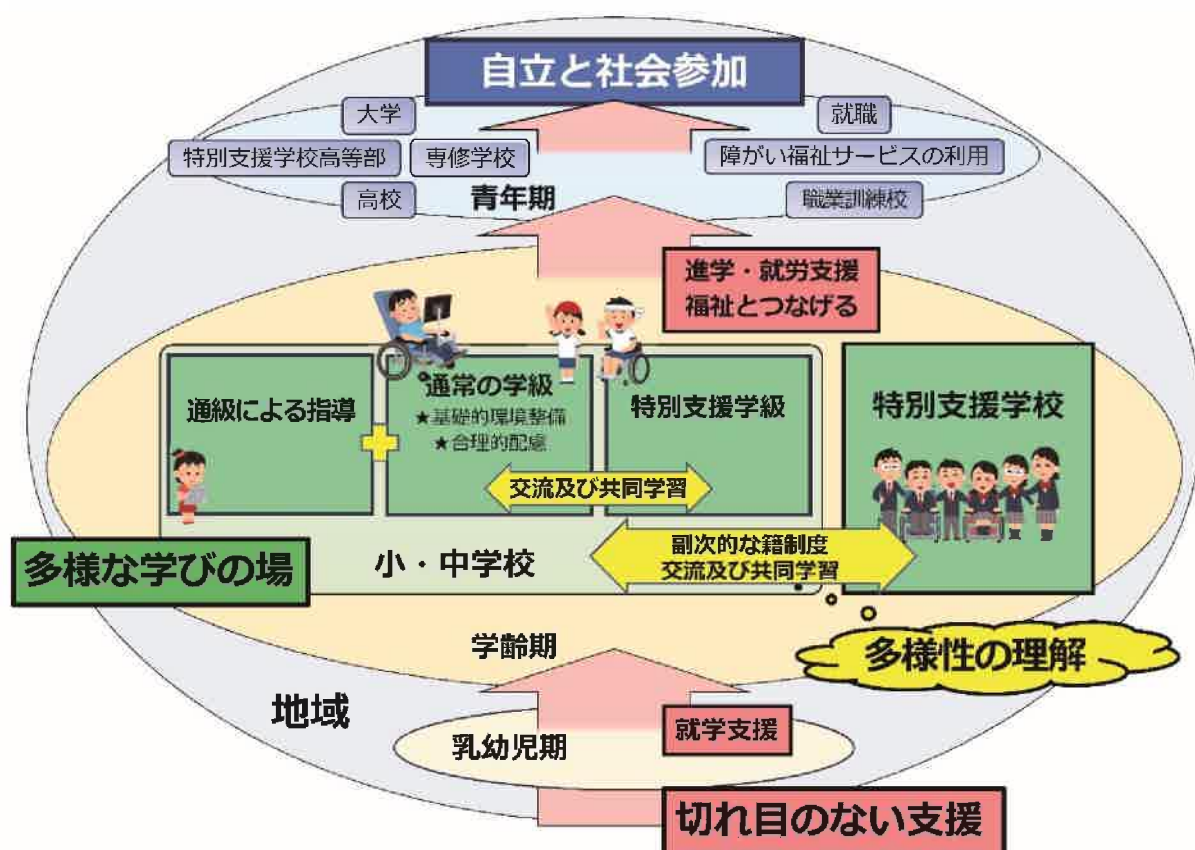
課題④ 小中学校卒業後の進路への対応不足

- 全体的に将来（進路、就労、生活）についての不安を感じ、情報をほしいと考えている特別支援学校の保護者、特別支援教育にかかわる小中学校の保護者が多い。
- 就労や福祉の情報について、多くの小中学校の特別支援教育にかかわる保護者は情報を得られていない。
- 障がいのある子どもが成人している保護者は、進路や就労、福祉の情報がほしかったと回答している。

8 基本理念

本計画では、「障がいや発達に特性のあるこどもが、将来にわたって地域の人とのかかわりの中で安心して生活することができる『共生社会』の実現」を基本理念とし、そのためにインクルーシブ教育システムの構築を推進していきます。

＜インクルーシブ教育システムのイメージ図＞



9 計画の4本の柱

豊田市の特別支援教育に関する課題を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、次の4つの計画の柱を設定し、取組を推進します。

1 多様な学びの場における 支援・指導の充実	2 教員の専門性、 授業力・指導力の向上
3 教育諸条件の整備	4 中学校卒業後の 生活へのスムーズな移行

10 計画の体系図

4本の柱の中で、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めていきます。



主な取組

1-(1)	○就学支援に関する情報の提供 ○早期からの就学支援 ○外国人児童生徒等に対する就学支援 ○就学相談の充実
1-(2)	○特別支援教育に係る校内研修の充実 ○特別支援教育校内委員会の充実 ○ブロックサポート体制の活用
1-(3)	○小・中学校における交流及び共同学習の推進 ○小・中学校と特別支援学校との居住地校交流の推進 ○副次的な籍制度の推進
1-(4)	○個別の教育支援計画・個別の指導計画の啓発 ○個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した引継ぎ
1-(5)	○関係機関とのネットワークの活用 ○教員への福祉サービスの周知 ○外部専門家等と連携した支援
1-(6)	○県立特別支援学校（知的障がい）新設による取組 ○特別支援教育推進に向けた拠点機能の検討（特別支援学校との連携）
2-(1)	○特別支援教育に係る研修の充実 ○授業研究の推進 ○特別支援教育に関する研修の周知
2-(2)	○特別支援教育アドバイザーによる支援 ○障がい種ごとの支援・指導 ○特別支援教育ハンドブック ○特別支援教育に関する情報の提供
2-(3)	○市独自の特別支援学校教諭免許法認定講習の実施（免許状取得の働きかけ） ○特別支援教育を推進する人材の育成と活用 ○経験を有する教員の計画的な育成
3-(1)	○多様な学びの場の整備に向けた取組 ○基礎的環境整備及び合理的配慮の充実 ○医療的ケア支援体制の充実
3-(2)	○ICT 機器を活用した取組の推進 ○院内学級における ICT の活用
4-(1)	○特別支援教育推進に向けた拠点機能の検討（就労に向けた支援） ○作業学習研修会の実施 ○教育と福祉の連携による保護者支援の推進 ○成人期に必要な情報の周知
4-(2)	○一人一人に寄り添った教育活動 ○職場見学会の実施 ○企業や福祉事業所等と連携した就労体験
4-(3)	○文化芸術の鑑賞・スポーツの体験機会の充実

第2部

計画の具体的な展開

- 1 多様な学びの場における支援・指導の充実
- 2 教員の専門性、授業力・指導力の向上
- 3 教育諸条件の整備
- 4 中学校卒業後の生活へのスムーズな移行

第2部 計画の具体的な展開

1 多様な学びの場における支援・指導の充実

(1) 適切な就学支援（教育支援）の推進

現状と課題

- 障がいのあるこどもの就学支援に携わるすべての関係者の指針となるよう、令和3年6月に、文部科学省が「障害のある子供の教育支援の手引」を発行しました。本市では、就学支援担当者を対象に、年2回説明会を実施し、その内容の周知に努めてきました。
- 適切な就学支援のためには、関係機関との連携が非常に重要です。これまで、心身障がい児早期療育推進委員会（事務局：豊田市こども発達センター）と連携し、早期からの一貫した支援の充実に努めてきました。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援の充実を図り、年に4日間、学識経験者（大学准教授）や特別支援学校教員等を相談員として土日に実施している就学相談会への参加者が年々増加しています。
- 年度途中で学びの場の変更を希望する児童生徒が毎年、一定数います。

方向性

- インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けて、引き続き「障害のある子供の教育支援の手引」の内容について伝達、周知に努め、就学支援に対する理解を深めるとともに、関係機関との連携を一層充実させます。
- 就学相談の方法や就学支援についての周知方法について見直したり、校内就学支援委員会を充実させたりするなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を選択できるようにします。

具体的な取組

① 就学支援に関する情報の提供

- 就学支援担当者等において、「障害のある子供の教育支援の手引」をもとにした就学支援に係る制度や基本的な考え方について担当者に説明するとともに、就学支援のスケジュールについてまとめた「就学支援リーフレット」を活用して、校内就学支援委員会の充実を図ります。
- 新学齢児の保護者を対象に、障がいのあるこどもの就学先に関する情報や就学するまでの準備、相談したいときの連絡先などをまとめたリーフレットを用いて、就学に関するスケジュール等の理解啓発に努めます。

- こども園・幼稚園の園長会等と連携し、新学齢児を対象とした就学支援の在り方、小中学校での特別支援教育についての情報提供に努めます。

② 早期からの就学支援

- 心身障がい児早期療育推進委員会（※参考資料 P.47 参照）が実施する市内こども園・幼稚園を対象とした巡回療育相談に指導主事や特別支援教育アドバイザーが同行し、新学齢児の様子を把握するとともに、園関係者に対して就学に関する情報提供をします。
- 学校の実態に応じて、新学齢児が小学校入学前に見学や体験を行う機会を設けることを推奨し、園から学校へのスムーズな移行を目指します。

③ 外国人児童生徒等に対する就学支援

- 障がいのある外国人児童生徒等の障がいの状態や教育的ニーズ等を正確に把握するために、豊田市こども発達センター等、関係機関と連携して就学支援を行います。
- 就学準備保護者向けリーフレットについて、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、タガログ語の翻訳版を用意して対応します。
- 豊田市の外国人児童生徒等サポートセンターと連携して対応します。

④ 就学相談の充実

- ニーズに応じた相談時間を確保するなど、就学相談の実施方法を見直します。
- 県の早期教育相談事業や体験入学推進事業等も活用し、就学相談体制の充実に努めます。



<保護者向けリーフレット>

※「新就学児保護者向けリーフレット」

「小中学校在籍児童生徒保護者向けリーフレット」は、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）HP 内に掲載してあります。

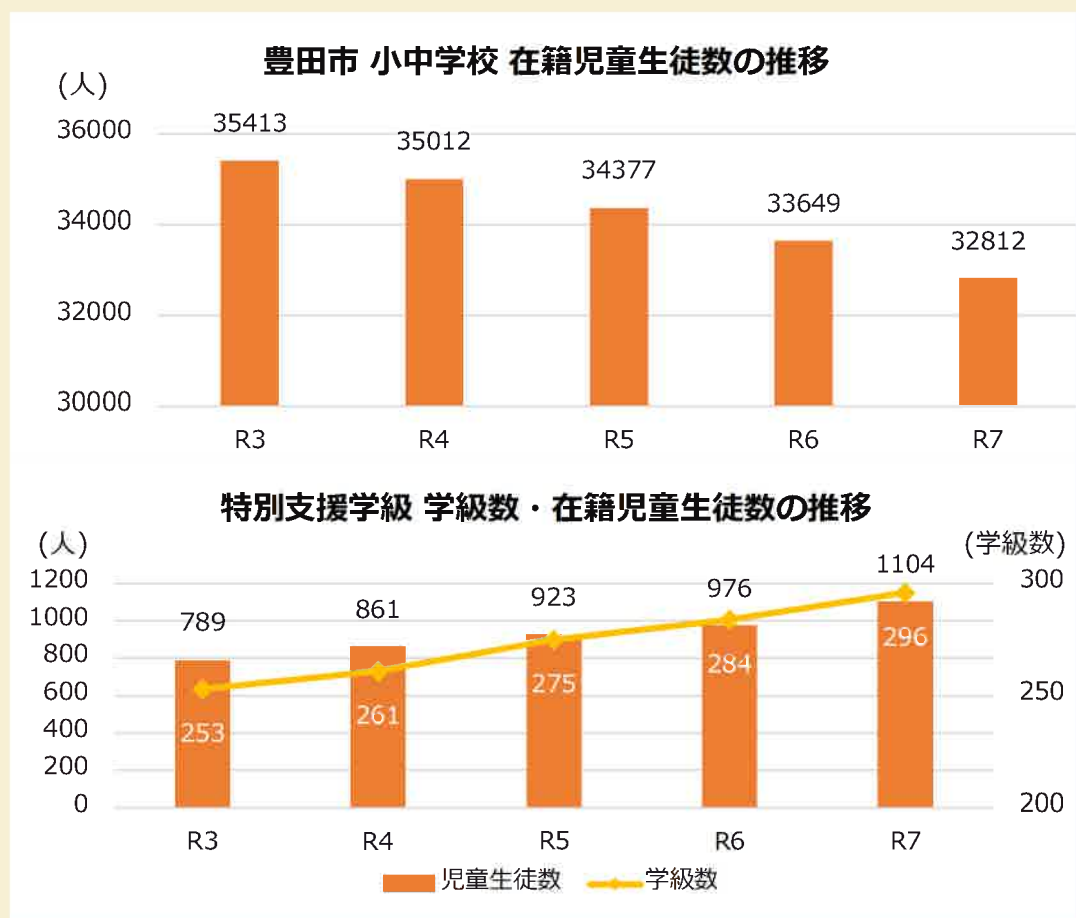


<https://www2.toyota.ed.jp/swas/index.php?id=palctoyota&frame=frm6690c2650164f>

(2) 校内支援体制の充実

現状と課題

- 校内支援体制の充実において、特別支援教育コーディネーター※が果たす役割は、非常に重要です。これまで、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を年2回実施し、専門性の向上を図ってきました。
- 下のグラフにあるとおり、市内の小・中学校の在籍児童生徒数は、年々減少していますが、特別支援学級の児童生徒数は、年々増加しています。そのため、特別支援教育コーディネーターの役割は、さらに大きくなっています。



方向性

- 特別支援教育コーディネーターの中には、初めて担当する教員や特別支援教育に携わった経験のない教員もいるため、専門性を高めるための取組を進めるとともに、専門性を補うために、学校間で支え合う体制を充実させます。

具体的な取組

① 特別支援教育に係る校内研修の充実

- パルクとよた現職研修の一環として、校内研修に豊田市こども発達センター職員（臨床心理士等）や特別支援学校の教員等による研修動画を紹介し、各学校における研修の充実をサポートします。
- 県の事業「センター的機能による巡回相談活動」等を活用して、特別支援学校教員を学校へ派遣し、専門性の伝達を推進します。
- ブロックサポート体制※を活用した取組の一環として、特別支援学校教員を講師として招いた学習会や、教員や保護者を対象に特別支援学校の学校見学会等を実施し、特別支援教育に対する理解啓発を図ります。

<特別支援学校のセンター的機能について>

学校教育法 74 条で「特別支援学校においては、第 72 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第 81 条第 1 項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」とされています。

特別支援学校のセンター的機能（中教審答申平成 17 年 12 月 8 日）例示

- 小・中学校等の教員への支援機能
- 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- 福祉、医療、労働などの関係機関との連絡・調整機能
- 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

② 特別支援教育校内委員会の充実

- 各学校の特別支援教育校内委員会に、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※等、専門家が参加できる体制整備を進めます。
- パルクとよた現職研修の一環として、「スクールソーシャルワーカー活用術」の研修動画を用意し、各学校におけるスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携をサポートします。
- 特別支援教育アドバイザーによる訪問相談の際には、直接対応する担任等への指導だけでなく、児童生徒に適切な支援がなされるよう、校内支援体制の見直し等について、管理職に対して助言を行います。

③ ブロックサポート体制の活用

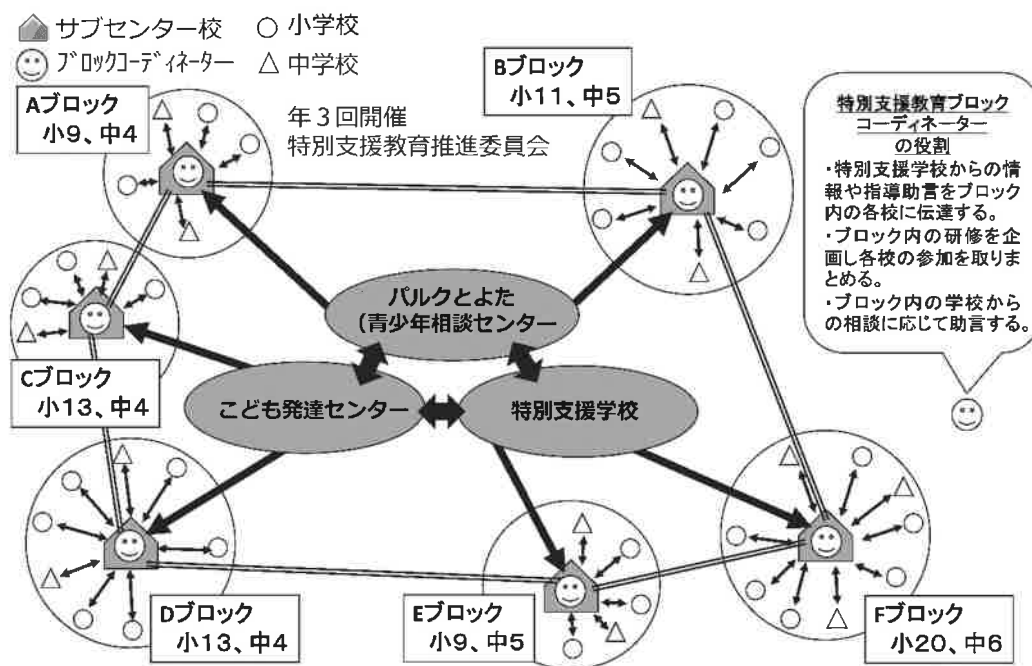
- ブロック代表の特別支援教育コーディネーターを中心として、学校間の連絡体制の活用、ブロックごとの研修会や情報交換会、保護者に対する理解、啓発活動等の実施に取り組みます。
- 特別支援教育推進委員会において、ブロック代表の特別支援教育コーディネーターを対象とした情報提供や学習会を実施するなど、資質の向上に努めます。

<ブロックサポート体制とは>

近隣地域の小・中学校間において特別支援教育に関する相談支援体制を推進するネットワークのことです。各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となって、構成されています。

各ブロックは、特別支援学校やこども発達センター、パルクとよた等の専門機関と連携し、特別支援教育にかかわる指導・支援についての研修を行ったり、情報交換を行ったりしています。

ブロックサポート体制（豊田市全小中学校103校）



(3) 交流及び共同学習の充実と副次的な籍制度の推進

現状と課題

- 交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいを達成する目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、市内の小・中学校において、通常の学級と特別支援学級の間で交流及び共同学習が実施されています。
- 特別支援学校に通う児童生徒が、居住地にある学校と交流する居住地校交流や、特別支援学校と近隣の小・中学校が交流する学校間交流を実施するなど、交流及び共同学習の充実を図っています。また、豊田市立豊田特別支援学校と地域の小・中学校において、2024年度より「副次的な籍[※]」に基づく交流及び共同学習のモデル事業を実施しています。
- 居住地でのかかわりについて不安を感じている特別支援学校の保護者が多くいます。



方向性

- 障がいのある児童生徒とない児童生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶことができるよう、引き続き交流及び共同学習の取組を積極的に進めていくとともに、副次的な籍制度を推進します。

具体的な取組

① 小・中学校における交流及び共同学習の推進

- 通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の在り方について、研究を進めます。研究の成果については、特別支援教育コーディネーター研修等を通じて、市内の小・中学校へ発信し、交流及び共同学習の推進を図ります。**新規**
- 障がい者を雇用している企業等や関係機関と連携し、障がいのある児童生徒と同じ場で共に学ぶ児童生徒が、障がいや多様性についての理解を深められるよう、ユニバーサルデザイン[※]等について学べる機会を設けます。

例：豊田市社会福祉協議会による福祉実践教室

トヨタ自動車によるこどもユニバーサルデザイン教育 等

② 小・中学校と特別支援学校との居住地校交流の推進

- 特別支援学校に通う児童生徒の実態に応じて、居住地の小・中学校との交流及び共同学習を引き続き実施します。

③ 副次的な籍制度の推進

- 豊田市立豊田特別支援学校と地域の小・中学校とのモデル事業を検証し、副次的な籍を活用することの意義や目的、課題への対応を整理し、全校実施をめざして推進します。
- 小中学校保護者、特別支援学校保護者にそれぞれ説明用リーフレットを作成し、保護者への啓発を図ります。また、教職員へは校長会や研修の際に取組について紹介して周知を図ります。
- 愛知県教育委員会の動向を伺い、近隣の県立特別支援学校とも連携を図ります。

新規

<モデル校設置から全校実施に向けたスケジュール（案）>

2024（令和6）年度	小学校でのモデル実施（～令和8年度）
2027（令和9）年度	小学校全校実施 中学校でのモデル実施（～令和11年度）
2030（令和12）年度	中学校全校実施



「説明用リーフレット」の内容

<豊田特別支援学校の保護者用>

1. 豊田市のインクルーシブ教育システム
2. 副次的な籍制度に基づく交流及び共同学習のメリット
3. 副次的な籍制度とこれまでの居住地校交流とちがい
4. モデル校実施から全校実施に向けたスケジュール（案）
5. 副次的な籍制度に関するQ&A

<小中学校の保護者用>

- ・ 豊田市のインクルーシブ教育システム
- ・ 副次的な籍制度に基づく交流及び共同学習のメリット
- ・ モデル事業 1年間のおおまかなながれ

<保護者説明用リーフレット>

副次的な籍制度に基づく交流及び共同学習のメリット

特別支援学校に在籍する児童生徒

学びの場が増えることで、より経験が広がり、社会性を養うことができます。豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。

地域の同年代の子どもたちとのかわりや地域とのつながりをもつことは、将来地域で生きていくベースづくりになります。



小中学校に在籍する児童生徒

継続的なふれあいをおとして、障がいについての正しい理解と認識を深め、多様性を尊重する心を育むことができます。

同じ地域で共に生きる仲間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さや、多様な人とのかわり方を学ぶことができます。

(4) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用の推進

現状と課題

- 令和2年度に、個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式を刷新し、すべての小・中学校で使用を開始しました。
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成状況及び引継ぎ状況については、以下のとおりです。

＜個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成状況＞ (％)

項目	個別の教育支援計画				個別の指導計画			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常
令和4年	100	93.7	100	100	100	93.3	100	100
令和5年	100	69	100	83	100	73	100	96
令和6年	100	78	100	87	100	79	100	94

＜個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ状況＞ (％)

	公立高校	私立高校	特別支援学校	教育訓練機関等	就職	その他
令和4年	33.3	58.9	100	100	-	16.7
令和5年	90.9	88.4	100	100	-	0
令和6年	100	98	100	-	0	40

方向性

- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率の向上を図り、適切な活用を推進します。

具体的な取組

① 個別の教育支援計画・個別の指導計画の啓発

- 県教育委員会が発行する個別の教育支援計画啓発リーフレット等の資料や市で作成した保護者への通知文を活用し、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や引継ぎに関する保護者への理解啓発に努めます。

② 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した引継ぎ

- 特別な教育的支援を必要とするこどもの支援情報について、進学先や進路先に確実に引き継ぐことができるよう、特別支援教育コーディネーター研修や園長会等

を通して、関係する園・学校へ働きかけをします。

- 市で作成した通知文「個別の教育支援計画・個別の指導計画の送付について」を用意し、小学校から中学校、中学校から高等学校等進路先へと、学校が主体となって適切に引き継ぎを行えるように働きかけます。

(5) 関係機関と連携した取組の推進

現状と課題

- 平成 19 年に豊田市特別支援教育連携協議会が発足し、関係機関との連携のもと、特別支援教育の推進のために様々な取組を進めてきました。
- 平成 30 年には、文部科学省と厚生労働省が「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足させ、障がいのある児童生徒への適切な支援のために、家庭と教育と福祉のより一層の連携や保護者支援の充実をめざしています。

方向性

- 本市においても、関係機関との連携した取組のさらなる推進を図ります。

具体的な取組

① 関係機関とのネットワークの活用

- 豊田市特別支援教育連携協議会において、本市の特別支援教育に課する現状と課題について協議することで、関係機関と連携した各取組の推進を図ります。
- 特別支援教育コーディネーター研修等において、関係機関と連携する際に、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した好事例を紹介する機会を設け、よりよい連携を推進します。

(構成)

第2条 豊田市特別支援教育連携協議会（以下「連携協議会」という。）は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者…大学関係者
- (2) 医療機関関係者…豊田加茂医師会
- (3) 福祉関係者…障がい福祉課 こども家庭課 こども・若者政策課
豊田市こども発達センター 豊田市地域自立支援協議会構成員
- (4) 児童相談センター関係者…豊田加茂児童・障害者相談センター
- (5) 学校関係者…三好特別支援学校、瀬戸つばき特別支援学校、豊田特別支援学校、
小・中学校代表、県立高等学校代表
- (6) 幼稚園・保育園関係者…保育課、豊田私立幼稚園協会
- (7) 労働関係…障がい者就労・生活支援センター
- (8) 保護者…PTA 連絡協議会 障がい者保護者代表

<「豊田市特別支援教育連携協議会開催要項」より>

② 教員への福祉サービスの周知

- 特別支援教育コーディネーター研修等において、相談支援事業所の役割、保育所等訪問支援事業や放課後等デイサービスなど、障がいのある児童生徒に係る福祉サービスについて周知します。また、特別支援教育コーディネーターに対し、校内研修等で他の教員に伝達するように依頼をし、教員への周知を図ります。
- 豊田市地域自立支援協議会と連携して、教員が福祉サービスについて学ぶ機会を設けます。

③ 外部専門家等と連携した支援

- 必要に応じて、学校が豊田市こども発達センターの理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等から助言を受ける機会を設け、支援や指導の充実を図ります。
- 学校とパークとよたの青少年相談員（臨床心理士等）が情報交換をする機会を設け、支援・指導に生かすことができるようにします。

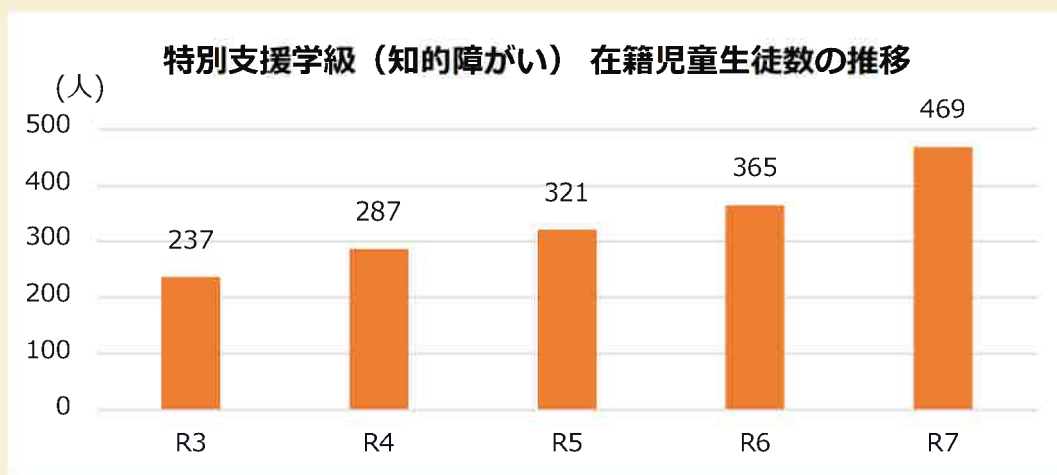
<外部専門家とは>

作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）など、専門的な知識・技能を有する人材のことです。

(6) 特別支援学校と連携した取組

現状と課題

- 居住地校交流や副次的な籍制度、特別支援学校と近隣の小中学校との交流などによる児童生徒の交流における連携、ブロックサポート体制や各種研修等における小中学校での研修への特別支援学校からの講師の派遣など、小中学校と近隣の特別支援学校が連携して取り組んでいます。
- 下のグラフのように、本市の知的障がい学級に在籍する児童生徒数は、年々増加しています。令和6年度に卒業した中学校特別支援学級在籍の84名のうち、42名が知的障がいを対象とする特別支援学校の高等部へ進学しました。中学校から特別支援学校高等部へのスムーズな移行のための取組が重要です。
- 県は、令和9年度に豊田市内に特別支援学校（知的障がい）を新設することを予定しています。



方向性

- 新設される特別支援学校を含め、近隣の特別支援学校とこれまで以上に連携し、多様な学びの場における支援・指導、切れ目のない支援の充実ためにこれまでになく新たな取組の実施を含めて検討します。

具体的な取組

① 県立特別支援学校（知的障がい）新設による取組

- 特別支援学校への進学を検討している児童生徒だけでなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援・指導の充実のために、新設される特別支援学校とのソフト面での連携について、県と協議をしていきます。**新規**

<考えられる取組の例>

- ◇ 特別支援学校と地域校との交流及び共同学習
 - ・ 特別支援学校と地域校との児童生徒が相互に学び合う機会の確保
 - ・ 居住地校交流の定期的な実施
- ◇ 地域との交流
 - ・ 定期的に地域と交流する機会の確保
 - ・ 施設開放など、障がい者スポーツの拠点としての機能
- ◇ 特別支援学校のセンター的機能の活用
 - ・ 巡回相談や保護者相談の実施
- ◇ 教員の専門性向上の支援
 - ・ ブロックサポート体制を活用した研修への講師派遣
 - ・ 教員の経年研修等における実地研修の実施
 - ・ 特別支援学校での見学、研修（体験）の実施
 - ・ 小・中学校と特別支援学校との人事交流の拡大

② 特別支援教育推進に向けた拠点機能の検討（特別支援学校との連携） 関連 P41

- 教員の専門性の向上や福祉との連携、インクルーシブ教育の推進など、本市の特別支援教育推進に向けた特別支援学校と連携した取組を整理し、検討していきます。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒やその保護者、教員に対して、支援体制のさらなる充実を図るため、小中学校と特別支援学校の児童生徒や保護者、教員のつながりづくりのための拠点機能を検討していきます。**新規**

2 教員の専門性、授業力・指導力の向上

(1) 教員研修の充実

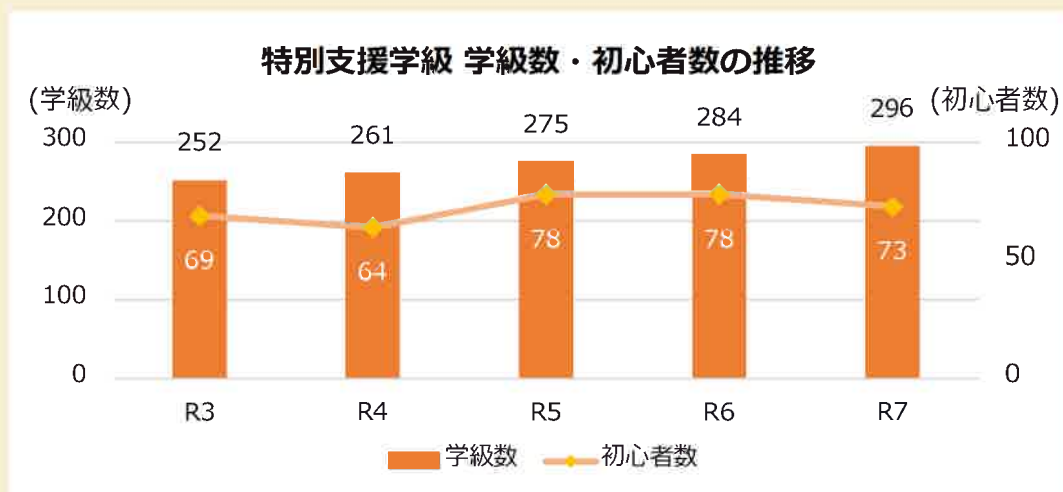
現状と課題

- 特別支援教育に関する研修について、初任者研修をはじめとする経年研修以外に、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導担当教員等を対象とした研修を実施し、教員の専門性の向上を目指しました。

<令和7年度 特別支援教育に係る研修一覧>

- ・ 通級指導教室担当者研修…通級による指導担当教員全員
- ・ 特別支援教育コーディネーター研修（年2回）…特別支援教育コーディネーター全員
- ・ 特別支援学級担当教員等研修…特別支援学級担当及び通級による指導担当教員全員
- ・ 特別支援学級担当教員初任者研修（年2回）…特別支援学級担当初任者
- ・ 通級指導教室担当教員初任者研修（県教委主催）…通級による指導担当教員初任者
- ・ 通級による指導担当教員スキルアップ研修（県教委主催）…通級による指導担当教員

- 下のグラフにあるとおり、本市の小・中学校の特別支援学級は年々増加しています。そのため、これまで特別支援教育に携わった経験のない教員（初任者）が特別支援学級を担当するケースが毎年一定数あります。また、特別支援教育コーディネーターや通級による指導担当教員も同様の傾向が見られます。



方向性

- 通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、全ての教員が特別支援教育への理解を深めて、適切な対応をすることができるよう、研修の充実を図ります。

具体的な取組

① 特別支援教育に係る研修の充実

- 特別支援学級担当教員初心者研修の実施内容について、実効性のある研修となるよう努めます。
- 特別支援学級担当教員等研修について、引き続き障がい種ごとに実施し、自立活動等について理解を深め、適切な支援・指導ができるようにします。
- ブロックサポート体制や関係機関の活用について周知を図るとともに、演習等を取り入れるなど内容の充実を図ります。
- 豊田市教員人材育成プランの管理職を含めたキャリアステージごとの研修について、特別支援教育に係る理解を系統的に深めることができるよう、参観・実習を含めた研修内容の見直しに努めます。**新規**
- パルクとよた公開セミナーにて、特別支援教育に関するテーマで専門家を招いて講演会を開催し、自主的に学ぼうとする教員の学習機会を確保します。
- 特別支援教育コーディネーター等が、研修等で学んだ内容を校内で共有することができるよう、校内研修の充実を図ります。
- パルクとよた現職研修の一環として、学校の要望に応じた特別支援教育に関する研修動画を用意し、各学校における特別支援教育への理解を深められるようにします。

② 授業研究の推進

- 豊田市教育委員会研究推進校、豊田市教育研究会研究協議会等において発表された、特別支援教育に関する研究の成果の周知・活用に努め、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりを推進します。**新規**
【例】ユニバーサルデザイン※の視点を取り入れた授業
- 特別支援学校の巡回相談活動とタイアップした校内授業研究の在り方を研究します。特別支援学校の教員から助言を受けることで、教員の専門性を高めるとともに、授業における支援・指導の充実を図ります。**新規**
- ブロックサポート体制を活用して、校内授業研究（教科領域等指導訪問、特別支援学校教員による巡回相談活動等）について近隣地域の小・中学校へ情報提供して他校の教員の参加を促すことで、授業改善や教員の支援力・指導力の向上を図ります。

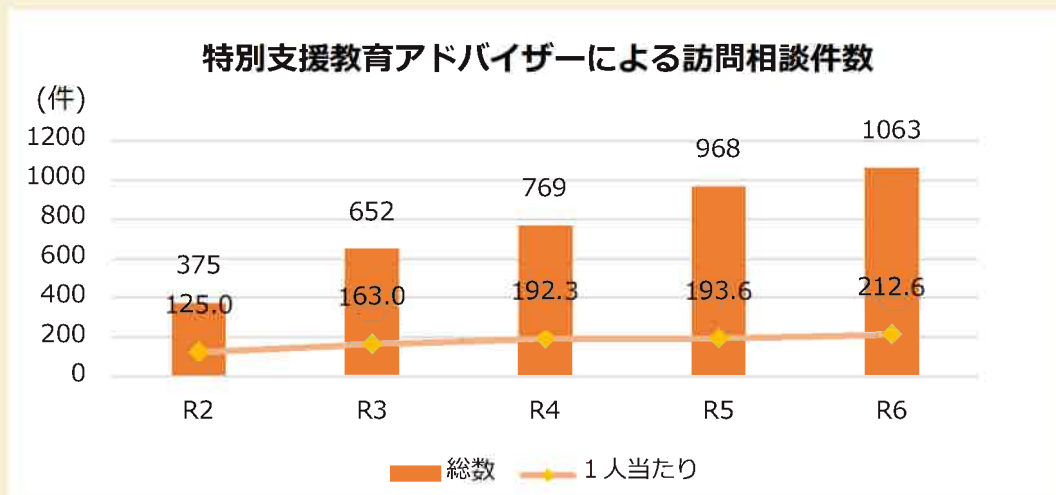
③ 特別支援教育に関する研修の周知

- 豊田市こども発達センターや豊田特別支援学校が主催する研修会や、愛知県総合教育センターの特別支援教育講座（自由応募制）について、小・中学校に情報提供し、教員の自主的な参加を呼びかけます。

(2) 教員支援の充実

現状と課題

- 平成 29 年度から、パルクとよたに特別支援教育アドバイザーを配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応等について、指導・助言を行ってきました。令和 5 年度より、盲・聾学校や、知的障がい児、肢体不自由児、病弱児を対象とした特別支援学校での勤務経験のある 5 名の特別支援教育アドバイザーが在籍しています。特別支援教育アドバイザーは、学校からの要請に応じて、学校を訪問し、それぞれの専門性を生かして、障がい種に応じた指導・助言を行っています。
- 近年、小・中学校においても、障がいの重度・重複化、多様化が見られるようになってきました。加えて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数も年々増加しており、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を行うことができるよう、教員が幅広い専門性を身につけていくことが求められています。



※ R 2 は 2 名、R 3・4 は 4 名、R 5 からは 5 名の特別支援教育アドバイザーを配置

方向性

- 特別支援教育アドバイザーから受けた指導・助言を生かして、教員が自らの力量を高めていくとともに、教員の専門性を補うための取組を充実させます。

<訪問相談とは>

学校からの要請を受け、特別支援教育アドバイザーが学校を訪問し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応や就学に関する相談等について助言をする活動のことです。

具体的な取組

① 特別支援教育アドバイザーによる支援

- 学校からの要請を受けて、特別支援教育アドバイザーが訪問をし、教員へ指導・助言をする訪問相談を引き続き実施します。授業を参観するなど、児童生徒の実際の様子をもとに指導・助言を行い、教員の指導力向上を図ります。
- 訪問相談や各種研修を通じて、特別支援学級における自立活動の指導について、児童生徒の障がいの状態をもとに助言をし、授業改善を目指します。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学に関する相談や校内支援体制の見直し等について、特別支援教育コーディネーターや就学支援担当者に対して助言をし、小・中学校における特別支援教育の推進を図ります。
- 通級指導教室が設置されている学校を対象に、特別支援教育アドバイザーが定期的に訪問して指導・助言を行う通級指導教室巡回訪問を実施します。また、学校管理職と特別支援教育アドバイザーとの懇談を通じて、通級指導教室の運営について周知をし、各学校の通級による指導の充実を図ります。
- 特別支援教育アドバイザーが、豊田市こども発達センターや特別支援学校等の関係機関と相互に連携を図り、児童生徒への支援・指導の充実を図ります。

<特別支援教育アドバイザーとは>

知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱・身体虚弱、肢体不自由、聴覚障がい、言語障がい、視覚障がい、読み書き障がいなど、それぞれの障がい種に対して専門的な知識・技能を有する5名の特別支援教育アドバイザーが、学校・家庭支援などを幅広く行い、児童生徒・保護者・教職員の困り感によりそった指導・助言・その他必要に応じた支援を行います。



「特別支援教育アドバイザー活用の手引」の内容

- 1 特別支援教育アドバイザーによる訪問相談の流れ
訪問依頼の手順
- 2 期待される効果
- 3 「特別支援教育アドバイザーによる訪問相談 報告書」より
・ Q&A

<特別支援教育アドバイザー活用の手引>

② 障がい種ごとの支援・指導

- 難聴や肢体不自由など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象とした適切な支援・指導の在り方について、特別支援教育アドバイザーと連携して実践を進めます。

③ 特別支援教育ハンドブック

- 豊田市特別支援教育連携協議会で作成した「特別支援教育ハンドブック」について、定期的に内容の見直しを行い、教員が立場や役割に応じて活用できるようにします。



「特別支援教育ハンドブック」の内容

- ・ 今日的な障がいのとらえと対応
- ・ 豊田市における特別支援教育の考え方
- ・ 特別支援教育コーディネーターの役割
- ・ 就学相談（教育相談）のすすめ方
- ・ 障がいの状況等に応じた教育的対応
- ・ 特別支援学級・通級指導教室
- ・ 保護者・地域（関係機関）との連携 等

<特別支援教育ハンドブック>

④ 特別支援教育に関する情報の提供

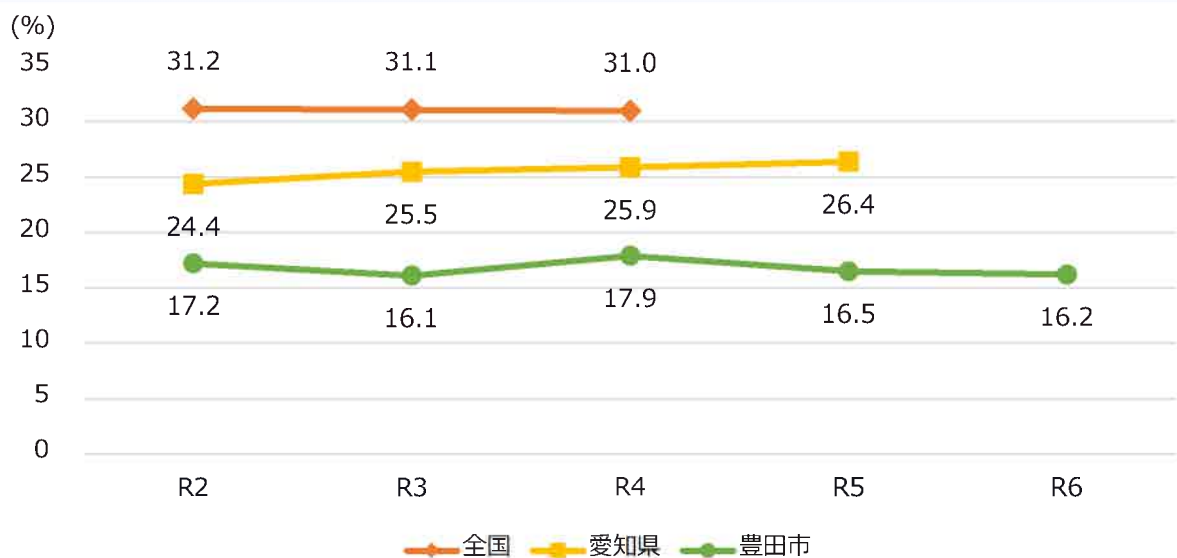
- 特別支援教育に関する情報について、校務支援システム連絡掲示板等を活用し、定期的に情報を発信します。

(3) 人材の育成と活用

現状と課題

- これまで、小・中学校と特別支援学校との間で人事交流を実施してきました。
- 人事交流を経験した教員は、各学校の特別支援学級担任をはじめ、特別支援教育コーディネーターや豊田市就学相談会協力員を務めるなど、ミドルリーダー的な立場として、特別支援教育の推進に活躍しています。
- 文部科学省の下に設置された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」の報告が、令和4年3月にとりまとめられました。その中で、「特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要」、「管理職自身の特別支援教育に関する理解と経験、リーダーシップが不可欠」と指摘されており、計画的な人材育成が今後の課題となります。
- 下のグラフにあるとおり、本市の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の取得率は県や国より大きく低くなっています。

特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状保有率



方向性

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数はさらに増加する傾向にあり、特別支援教育を推進できる人材を育成していきます。

具体的な取組

① 市独自の特別支援学校教諭免許法認定講習の実施（免許状取得の働きかけ）

- 特別支援学校教諭免許状取得を促進するため、市独自の特別支援学校教諭免許法認定講習を実施します。
- 特別支援学校教諭1種免許状の取得ができる愛知教育大学特別支援教育特別専攻科へ派遣による人材育成に努めます。
- 特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習や、大学公開講座、通信講座等について、積極的に情報提供をします。

② 特別支援教育を推進する人材の育成と活用

- 小・中学校と特別支援学校との継続的な人事交流の実施に努めます。
- 人事交流を経験した教員が、特別支援学校で学んだ知識や技能を生かして特別支援教育を推進できるよう、活躍の機会を設けます。また、特別支援学級の担任経験を実績として評価し、適材適所の配置を進めます。
- 国立特別支援教育総合研究所の短期研修（特別支援教育専門研修）等への派遣を通じて、特別支援教育に関する専門性を高めた人材の育成に努めます。

③ 経験を有する教員の計画的な育成

- 「豊田市キャリアステージ チェックシート」に特別支援教育に関する目標を設定し、すべての教員が体系的・計画的に力量向上に取り組むことができるようにします。
- 小・中学校の教員が、計画的に特別支援学級の担任や教科担任等を複数年経験する仕組みについて、国・県の動向を注視し対応していきます。

<豊田市キャリアステージ チェックシートとは>

基礎能力開発期（初任者を除く2年目～5年目の正規教員）、基礎能力活用期（6年目～11年目の正規教員）に該当する教員が、自分の強みや弱みを視覚的に把握して重点目標を定め、自らの資質・能力を高めていくためのシートのことです。

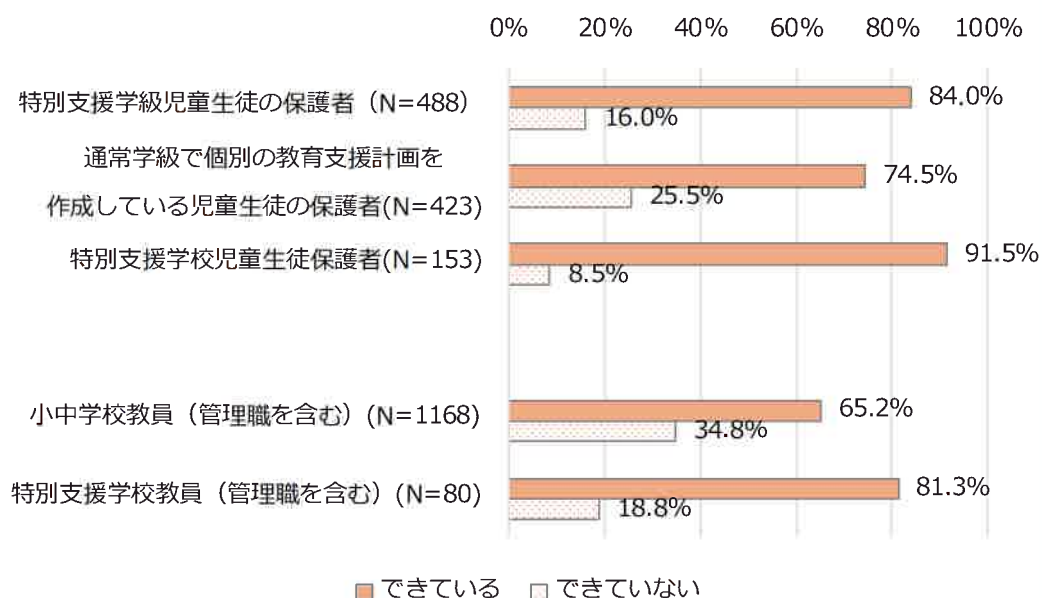
3 教育諸条件の整備

(1) 多様な学びの場の整備

現状と課題

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象に、学習上・生活上の支援を行う学級運営補助指導員の配置や教室のバリアフリー※化など、児童生徒が「多様な学びの場」を通して適切な支援・指導を受けられるよう取組を進めてきました。
- アンケート調査によると、小中学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒の保護者の 39.2%、小中学校・特別支援学校教員の 34.8%が学校生活において十分な合理的配慮※がなされていないと回答しています。

学校生活における十分な合理的配慮



(豊田市特別支援教育に関するアンケート調査)

方向性

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、小・中学校において、重度・重複化、多様化する障がいへ対応できるよう、人的な面、設備的な面等を含めた教育環境の整備を図ります。
- 今後も、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場を整備し、適切な支援・指導を受けられるよう合理的配慮を一層充実させます。

具体的な取組

① 多様な学びの場の整備に向けた取組

- 通級による指導のニーズの高まりに対応できるよう、通級指導教室を適切に配置していきます。
- 学級運営補助指導員の人的配置の充実を図るよう努めます。
- 豊田特別支援学校の教育相談機能の充実のため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置に向けた財政措置について、県へ要請していきます。また、市雇用スクールカウンセラーが支援できる体制を整備していきます。

② 基礎的環境整備及び合理的配慮の充実

- パルクとよたに特別支援教育に係る施設修繕や教材・教具の整備に関する相談窓口を設け、学校が基礎的環境整備を適切に進めることができるように支援します。
- 通級による指導に必要な教材・教具の充実に努めます。
- 合理的配慮の好事例について、特別支援教育コーディネーター研修等で紹介をし、合理的配慮についての一層の理解推進を図ります。
- 年度当初から特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ適切な対応ができるよう、前年度末からパルクとよたや豊田市こども発達センター等の関係機関と連携し、小・中学校における基礎的環境整備及び合理的配慮の充実を支援します。
- 中学校の定期テスト等における合理的配慮の事例を蓄積し、事例集としてまとめます。**新規**
- 愛知県公立高等学校入学者選抜における受検上の配慮を見据えた中学校における定期テストにおける配慮について、学校への周知を図ります。

③ 医療的ケア支援体制の充実

- 小・中・特別支援学校に在籍する医療的ケア[※]児に対して、医療的ケアの内容や児童生徒数の増加に弾力的に対応できるよう、支援体制の見直しを進めます。
- 小・中・特別支援学校において、医療的ケア児が泊を伴う行事等に参加する際、看護師による支援を受けることができるよう体制の充実に努めます。

(2) 学習環境の整備

現状と課題

- 児童生徒に一人一台学習用タブレットが整備されたことで、学校における ICT※環境は飛躍的に充実しました。これにより、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組が進められています。



方向性

- 児童生徒一人一人の教育的ニーズや障がい特性に応じた支援・指導の充実には、ICT の活用が有効です。今後も、より一層の活用を図ります。

具体的な取組

① ICT 機器を活用した取組の推進

- 通常の教科書では読むことが困難な児童生徒に対して、マルチメディアデイジー教科書を提供します。
- 学習用タブレットについて、児童生徒一人一人の教育的ニーズや障がい特性に応じた活用ができるよう、研究していきます。**新規**

<マルチメディアデイジー教科書とは>

通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ（同期）させて読むことができます。ユーザーは音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵をみることもできます。

② 院内学級※における ICT の活用

- 院内学級に在籍する児童生徒の実態や希望に応じて、学習用タブレット等で児童生徒の前籍校と院内学級をつなぎオンライン授業を行うなどして、交流及び共同学習を実施します。

※「院内学級案内リーフレット」は、
豊田市青少年相談センター（パルクとよた）
HP 内に掲載してあります。



<https://www2.toyota.ed.jp/swas/index.php?id=palctoyota&frame=frm66b41f8a3a558>

4 中学校卒業後の生活へのスムーズな移行

(1) 就労に向けた支援の充実

現状と課題

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を促進するためには、発達段階に応じた支援の充実とともに、労働や福祉などの関係機関との連携が欠かせません。
- 特に、中学校卒業後の進学先、進路先は多様化しています。そのため、小・中学校においては、将来を見据えた進路指導とともに、中学校卒業後の生活へスムーズに移行できるよう就学・就労に向けた支援・指導の充実が重要です。



方向性

- 特別支援学校の保護者と比べて、特別支援学級の保護者は、就労や福祉サービス等に関する情報が少なく、不安を抱えていることもあります。そのため、関係機関と連携した積極的な支援を行います。

具体的な取組

① 特別支援教育推進に向けた拠点機能の検討（就労に向けた支援）

関連 P30

- 児童生徒や保護者、教員に対して、中学校卒業後を見据えた支援体制の更なる充実を図るため、特別支援教育の拠点機能の整備について、関係機関と協議していきます。**新規**

② 作業学習研修会の実施

- 知的障がい特別支援学校の教員を講師として、中学校特別支援学級の教員等を対象に作業学習研修会を実施し、就労に向けた配慮事項や作業学習の実際の進め方等について学ぶ機会を設けます。

③ 教育と福祉の連携による保護者支援の推進

- 豊田市特別支援教育推進委員会が作成した、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象とした、校内支援体制や相談窓口を周知するためのプレゼン資料を紹介し、就学時健診や入学説明会等において活用を呼びかけます。
- 障がいのある児童生徒の就労について、県の就労アドバイザー等専門家による、保護者を対象とした講話や説明会を実施します。**新規**

- ブロックサポート体制を活用して、特別支援学級と特別支援学校の保護者間の交流会を実施します。また、豊田市地域自立支援協議会等と連携して、就労、福祉制度について学ぶ機会を設けます。

④ 成人期に必要な情報の周知

- 障がいの程度、年齢に合わせた、就労だけに着目せず、生活や所得など成人期に必要な情報を網羅したパンフレット、動画を作成します。保護者向け、教員向けを作成することで、保護者と教員が足並みをそろえ、その子の将来の生活をイメージして支援・指導できるようにします。**新規**
- パンフレット、動画をパルクとよたホームページや関係機関等のホームページに掲載することを検討します。**新規**

(2) 企業・福祉事業所等と連携したキャリア教育の推進

現状と課題

- これまで小・中学校では、職場体験学習の実施等、発達段階に応じたキャリア教育が行われてきており、一定の成果を上げてきました。



方向性

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズを把握した上で、本人が主体的に進路選択できるよう、将来の就労を見据えた取組、キャリア教育を一層充実させます。
- 本市においては、自動車産業をはじめとした企業活動が活発であり、また、障がいのある方々の就労支援を担う福祉事業所も多く存在しています。企業や福祉事業所等と連携を深め、キャリア教育の充実を図ります。

具体的な取組

① 一人一人に寄り添った教育活動

- 本人の実態を的確にとらえ、本人、保護者の願いを把握し、一人一人に合わせた特別な教育課程を編成して、将来を見通した教育活動を行うよう周知を図ります。自立活動や生活単元学習、作業学習等の好事例を紹介して、学ぶ機会を設けます。

新規

- 本人の願いを大切に、「自分らしい生き方」の実現ができるような、必要な配慮を行いながら、将来の可能性が広がるような学習の機会を提供し、自己選択、自己決定を行っていくことができるキャリア教育を推進します。

② 職場見学会の実施

- 障がいのある方が働く企業や福祉事業所等に対して、児童生徒や保護者、教員等が、職場等を見学することができるよう、働きかけをしていきます。**新規**

③ 企業や福祉事業所等と連携した就労体験

- 中学校特別支援学級の生徒を対象に、障がいのある方が働く企業や福祉事業所等と連携して実施した職場体験学習について、実践校の好事例を紹介するなど、取組の推進に努めます。**新規**

(3) 特別支援教育の生涯学習化

現状と課題

- 平成27年4月7日付で文部科学省大臣が「特別支援教育の生涯学習化に向けて」というメッセージを出しており、障がい者の生涯学習を推進しています。
- 小中学校では、誰でも楽しめるスポーツが取り入れられるようになっています。

方向性

- 共生社会を実現するためには、障がいの有無にかかわらず、一人一人が生きがいをもって過ごすことができるようにすることが不可欠です。そのため、生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、義務教育段階から活動を支援していきます。

具体的な取組

① 文化芸術の鑑賞・スポーツの体験機会の充実

- 障がい者作品展等の展示会における鑑賞や出展等を通して、特別支援学級の児童生徒が文化芸術活動に参加したり接したりする機会を設けます。
- 児童生徒の障がい者スポーツへの関心を高めるために、授業でボッチャなどのスポーツが体験できる機会の確保に努めます。**新規**

第3部

豊田市特別支援教育推進計画の推進

第3部 計画の推進

計画については、目標に対する達成状況を把握するとともに、各年度の進行状況を調査分析し、必要に応じて計画の見直しを行います。

豊田市特別支援教育連携協議会の関係会議等で、進捗状況の確認や評価を実施することで、PDCA サイクルによる計画の進行管理を進めていきます。

○ 推進計画4本の柱 成果指標

1 多様な学びの場における支援・指導の充実

成果指標	現状値	目標値	出典
特別支援教育コーディネーターが、児童生徒への適切な支援のために、保護者や関係機関と相談ができていると回答する学校の割合	% (2025)	100% (2030)	特別支援教育校内支援体制調査
特別支援教育校内委員会が定期的開催され、児童生徒への支援・指導につながっていると回答する学校の割合	% (2025)	80% (2030)	特別支援教育校内支援体制調査

2 教員の専門性、授業力・指導力の向上

成果指標	現状値	目標値	出典
全職員を対象とした特別支援教育にかかわる校内研修を行ったと回答する学校の割合	% (2025)	毎年度 %以上 (2030)	特別支援教育校内支援体制調査

3 教育諸条件の整備

成果指標	現状値	目標値	出典
一人一人に合った合理的配慮について、十分に検討することができたと回答する学校の割合	% (2025)	100% (2030)	特別支援教育校内支援体制調査

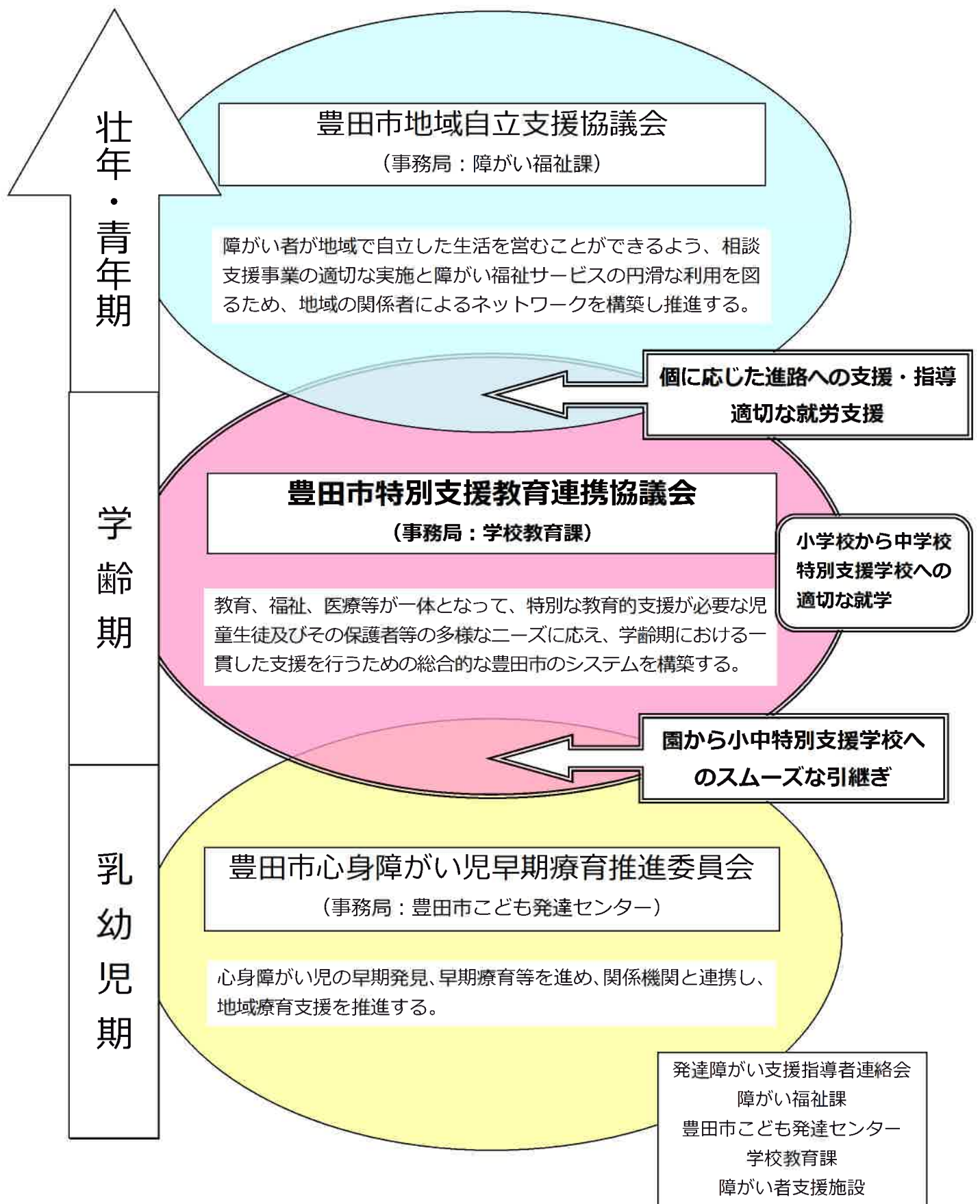
4 中学校卒業後の生活へのスムーズな移行

成果指標	現状値	目標値	出典
保護者等を対象に、就学・就労や福祉サービスに関する情報提供や、キャリア教育の取組を紹介する場を設けたと回答する学校の割合	% (2025)	毎年度 96%以上 (2030)	特別支援教育校内支援体制調査

参考資料

- ・ 豊田市の切れ目ない支援体制について
- ・ 豊田市の特別支援教育推進体制図
- ・ 特別支援教育の充実に向けた動き
- ・ 用語解説
- ・ 豊田市特別支援教育推進計画の策定経過
- ・ 豊田市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿
- ・ 豊田市特別支援教育連携協議会 委員名簿

豊田市の障がい者に対する支援体制



○ 豊田市の特別支援教育推進体制図



○ 特別支援教育の充実に向けた動き

国		愛知県	
2007 年 4 月	・ 学校教育法の一部改正		
2011 年 8 月	・ 障害者基本法の一部改正	2011 年 6 月	・ あいちの教育に関するアクションプランⅡ
2012 年 7 月	・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会報告）		
2013 年 9 月	・ 学校教育法施行令の一部改正		
2014 年 1 月	・ 障害者の権利に関する条約に批准（2014 年 2 月発効）	2014 年 3 月	・ 愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）
		2015 年 12 月	・ 愛知県障害者差別解消推進条例の制定 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領の制定
2016 年 4 月	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（2013 年 6 月公布）	2016 年 2 月	・ あいちの教育ビジョン 2020—第三次愛知県教育振興基本計画—
2016 年 5 月	・ 発達障害者支援法の一部改正（同年 8 月施行）	2016 年 10 月	・ 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定
2017 年 3 月	・ 幼稚園教育要領及び小中学校学習指導要領の改訂		
2017 年 4 月	・ 特別支援学校学習指導要領の改訂		
2018 年 3 月	・ 高等学校学習指導要領の改訂		
2018 年 4 月	・ 高等学校における通級による指導の制度化	2018 年 12 月	・ 第 2 期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2023）
		2021 年 2 月	・ あいちの教育ビジョン 2025—第四次愛知県教育振興基本計画—

国		愛知県	
2021 年 5 月	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部改正（2024 年 4 月施行）		
2022 年 9 月	・ 障害者の権利に関する条約第 1 回日本政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見公表		
		2024 年 2 月	・ 第 3 期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2028）

○ 用語解説

文中に※が付いている語句について、説明しています。(50 音順)

あ行

用語	解 説
医療的ケア	経管栄養、痰の吸引等、医療機関ではないところで生活を営むうえで必要とされる医療的な生活援助行為のこと。
インクルーシブ教育システム	どの子ども学習活動に参加している実感と達成感をもち、充実した時間を過ごせるようにすることを最も大切にしつつ、居住地域の障がいのあるこどもとないこどもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことができる仕組みのこと。
院内学級	病気やけがで入院療養中のこどもたちの学ぶ権利を保障するために、病院内に設置された教室のこと。

か行

用語	解 説
合理的配慮	障がいのあるこどもが、他のこどもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのあるこどもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされる配慮のこと。

さ行

用語	解 説
障害のある子供の教育支援の手引	障がいのあるこどもの「教育的ニーズ」を的確に把握するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障がいのあるこどもやその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方を記載したもの。 令和3年6月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より出された。
スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う専門職のこと。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が生活のなかで抱えているさまざまな問題に対し、家庭や周囲の環境に着目して支援を行う専門職のこと。

た行

用語	解 説
通級による指導	小学校、中学校、高等学校等で、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の形態のこと。
特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、発達に合わせた適切な支援・指導を行う教育のこと。
特別支援教育コーディネーター	児童生徒への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する学校の窓口、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整を行い、協同的に対応できるようにする役割を担う者のこと。

は行

用語	解 説
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
副次的な籍	障がいのある児童生徒が居住地を通学区域とする小・中学校と特別支援学校双方に学籍を置き、小・中学校における「共に学び育つ機会」と特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための仕組みのこと。
ブロックサポート体制	中学校区を基本とする近隣の学校でブロックを組織した学校間でのサポート体制のこと。

や行

用語	解 説
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力など、個人の違いにかかわらず、すべての人が利用しやすいと感じるデザインのこと。

A～Z

用語	解 説
I C T	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術一般のこと。

○ 豊田市特別支援教育推進計画の策定経過

年 月	会 議 等
令和6年7月	第1回 豊田市特別支援教育推進計画策定委員会
令和6年8～9月	アンケート調査の実施
令和6年11月	第2回 豊田市特別支援教育推進計画策定委員会
令和7年1月	令和6年度 第2回 豊田市特別支援教育連携協議会
令和7年2月	第3回 豊田市特別支援教育推進計画策定委員会
令和7年3月	豊田市教育委員会協議会
令和7年5月	第4回 豊田市特別支援教育推進計画策定委員会 令和7年度 第1回 豊田市特別支援教育連携協議会
令和7年6月	豊田市議会へ説明 豊田市教育委員会協議会
令和7年8月	豊田市役所 部長会議
令和7年8～9月	パブリックコメントによる意見募集
令和7年11月	第5回 豊田市特別支援教育推進計画策定委員会
令和8年1月	令和7年度 第2回 豊田市特別支援教育連携協議会 豊田市教育委員へ報告
令和8年2月	豊田市議会へ報告

○ 豊田市特別支援教育推進計画策定委員会委員 名簿

<令和6年度>

氏名	所属等
市川 繁夫	豊田市障がい者就労・生活支援センター 室長
市村 由佳	こども・若者部 保育課 指導主事
○伊藤佐奈美	中部大学 現代教育学部 現代教育学科 教授
太田 充雄	豊田市立豊田特別支援学校長
倉田 健二	愛知県立瀬戸つばき特別支援学校長
◎高橋 脩	豊田市特別支援教育連携協議会会長 豊田市福祉事業団 理事長、児童精神科医
殿内 勝夫	豊田市地域自立支援協議会 社会福祉法人 無門福祉会 相談支援専門員
畑中 丈彦	愛知県立三好特別支援学校長
福岡 宏泰	福祉部 障がい福祉課 副課長
山田知恵子	豊田市特別支援教育推進委員会 委員長 豊田市立梅坪小学校長

<令和7年度>

氏名	所属等
市川 繁夫	豊田市障がい者就労・生活支援センター 室長
○大山 卓	中部大学 現代教育学部 現代教育学科 教授
加藤 良典	福祉部 障がい福祉課 副主幹
倉田 健二	愛知県立瀬戸つばき特別支援学校長
◎高橋 脩	豊田市特別支援教育連携協議会会長 豊田市福祉事業団 理事長、児童精神科医
竹原いずみ	豊田市立豊田特別支援学校長
殿内 勝夫	豊田市地域自立支援協議会 社会福祉法人 無門福祉会 相談支援専門員
三宅 直美	こども・若者部 保育課 指導主事
山田 淳子	愛知県立三好特別支援学校長
山田知恵子	豊田市特別支援教育推進委員会 委員長 豊田市立梅坪小学校長

◎委員長 ○副委員長（50音順、敬称略） ※所属団体等は委嘱時のもの

○ 豊田市特別支援教育連携協議会 名簿

<令和6年度>

○委員

	区 分	氏 名	所 属	職 名
1 会長	関係機関	高橋 脩	豊田市福祉事業団	理事長
2 副会長	学識経験者	伊藤佐奈美	中部大学	教授
3 副会長	医療関係	竹内 正知	豊田加茂医師会	会員
4 副会長・推進委員	学校関係	藤田 定	市教研特別支援教育部会	校長・部会長
5 委員	学校関係	畑中 丈彦	愛知県立三好特別支援学校	校長
6 委員	学校関係	倉田 健二	愛知県立瀬戸つばき特別支援学校	校長
7 委員	学校関係	太田 充雄	豊田市立豊田特別支援学校	校長
8 委員	学校関係	小崎 早苗	愛知県立豊田東高等学校	校長
9 委員・推進委員	学校関係	山田知恵子	豊田市立梅坪小学校	校長・特別支援教育推進委員会委員長
10 委員	関係機関	松永 聡	豊田加茂児童・障害者相談センター	センター長
11 委員・推進委員	福祉関係	神谷 真巳	豊田市こども発達センター	地域教育相談室長
12 委員・推進委員	労働関係	市川 繁夫	障がい者就労・生活支援センター	室長
13 委員・推進委員	福祉関係	殿内 勝夫	豊田市地域自立支援協議会	相談支援専門員
14 委員・推進委員	福祉関係	福岡 宏泰	障がい福祉課	副課長
15 委員	福祉関係	原野 貴子	こども家庭課	指導主事
16 委員	福祉関係	渡邊 薫	こども・若者政策課	主査監
17 委員	保護者	三浦 純子	三好特別支援学校保護者代表	P T A副会長
18 委員	保護者	今岡 直美	瀬戸つばき特別支援学校保護者代表	P T A副会長
19 委員	保護者	杉下 裕子	豊田特別支援学校保護者代表	P T A会長
20 委員	保護者	十河 智子	豊田市 P T A連絡協議会	副会長
21 委員	幼・保育園	尾関 忠雄	豊田市私立幼稚園協会	美里幼稚園 園長
22 委員	幼・保育園	市村 由佳	保育課	指導主事
23 委員・推進委員	学校関係	高村 葉子	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー

○事務局

	区 分	氏 名	所 属	職 名
1 事務局	教育委員会	岸本 勝史	学校教育課	課長
2 事務局	教育委員会	近藤 宣広	豊田市青少年相談センター	所長
3 事務局	教育委員会	山田 瑞紀	豊田市青少年相談センター	指導主事
4 事務局・推進委員	教育委員会	平井さとみ	豊田市青少年相談センター	指導主事
5 事務局・推進委員	教育委員会	新井 弘樹	豊田市青少年相談センター	指導主事
6 事務局・推進委員	教育委員会	富安 洋介	豊田市青少年相談センター	指導主事
7 推進委員	学校関係	早野 正	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー
8 推進委員	学校関係	木村 豊	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー
9 推進委員	学校関係	松川 博茂	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー
10 推進委員	学校関係	榊原 暢広	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー

※所属団体等は委嘱時のもの

<令和7年度>

○委員

	区 分	氏 名	所 属	職 名
1 会長	関係機関	高橋 脩	豊田市福祉事業団	理事長
2 副会長	学識経験者	大山 卓	中部大学	教授
3 副会長	医療関係	竹内 正知	豊田加茂医師会	会員
4 副会長・推進委員	学校関係	藤田 定	市教研特別支援教育部会	校長・部会長
5 委員	学校関係	山田 淳子	愛知県立三好特別支援学校	校長
6 委員	学校関係	倉田 健二	愛知県立瀬戸つばき特別支援学校	校長
7 委員	学校関係	竹原いずみ	豊田市立豊田特別支援学校	校長
8 委員	学校関係	野田 一弘	愛知県立豊田南高等学校	校長
9 委員・推進委員	学校関係	山田知恵子	豊田市立梅坪小学校	校長・特別支援教育推進委員会委員長
10 委員	関係機関	松永 聡	豊田加茂児童・障害者相談センター	センター長
11 委員・推進委員	福祉関係	上里 初志	豊田市こども発達センター	地域教育相談室長
12 委員・推進委員	労働関係	市川 繁夫	障がい者就労・生活支援センター	室長
13 委員・推進委員	福祉関係	殿内 勝夫	豊田市地域自立支援協議会	相談支援専門員
14 委員・推進委員	福祉関係	加藤 良典	障がい福祉課	副主幹
15 委員	福祉関係	太田 有香	こども相談課	指導主事
16 委員	福祉関係	矢藤亜矢子	こども・若者政策課	副課長
17 委員	保護者	岡 千枝	三好特別支援学校保護者代表	P T A会長
18 委員	保護者	中田 京子	瀬戸つばき特別支援学校保護者代表	P T A副会長
19 委員	保護者	杉下 裕子	豊田特別支援学校保護者代表	P T A副会長
20 委員	保護者	林 亜紀子	豊田市 P T A 連絡協議会	副会長 家庭教育委員
21 委員	幼・保育園	成田加代子	豊田市私立幼稚園協会	豊田大和幼稚園 園長
22 委員	幼・保育園	三宅 直美	保育課	指導主事
23 委員・推進委員	学校関係	高村 葉子	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー

○事務局

	区 分	氏 名	所 属	職 名
1 事務局	教育委員会	岸本 勝史	学校教育課	課長
2 事務局	教育委員会	梶 久尚	豊田市青少年相談センター	所長
3 事務局	教育委員会	平井さとみ	豊田市青少年相談センター	指導主事
4 事務局・推進委員	教育委員会	新井 弘樹	豊田市青少年相談センター	指導主事
5 事務局・推進委員	教育委員会	川合 陽介	豊田市青少年相談センター	指導主事
6 事務局・推進委員	教育委員会	富安 洋介	豊田市青少年相談センター	指導主事
7 推進委員	学校関係	早野 正	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー
8 推進委員	学校関係	木村 豊	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー
9 推進委員	学校関係	松川 博茂	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー
10 推進委員	学校関係	榊原 暢広	豊田市青少年相談センター	特別支援教育アドバイザー

※所属団体等は委嘱時のもの



豊田市特別支援教育推進計画

発行 豊田市教育委員会
令和 8 年 3 月発行
〒471-8501 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
TEL 0565-31-1212 (代表)
FAX 0565-34-6771
<https://www.city.toyota.aichi.jp/>
